

第3期菊陽町障がい者計画

第5期菊陽町障がい福祉計画

第1期菊陽町障がい児福祉計画



平成30年3月
熊本県 菊陽町

ごあいさつ

障がいのある人もない人も、誰もが安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会づくりは、全ての町民の共通の願いであります。

本町では、平成 23 年度に策定した「第 2 期菊陽町障がい者計画」及び平成 26 年度に策定した「第 4 期菊陽町障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人が、それぞれの能力や適性に合わせて、自立した日常生活や地域での社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を計画的にかつ円滑に提供することに努め、併せて、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援をより一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれるまちづくりを進めてまいりました。



さて、障がい者を取り巻く環境は、絶え間なく変化し続けております。近年では、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が、同年 5 月には成年後見制度利用促進法が施行されました。加えて、同年 8 月には発達障害者支援法の一部を改正する法律が施行され、切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制の構築等が新たに盛り込まれたところです。

このような中、今回策定いたしました「第 3 期菊陽町障がい者計画」は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間の計画期間とし、「こころ触れ合う とともに支えあうまち きくよう」を基本理念としております。この基本理念を軸に、7 つの基本目標を立てまして、基本理念の実現に向けた総合的かつ効果的な障がい者施策の推進を図ることを目的としております。

また、「第 3 期菊陽町障がい者計画」を計画的かつ円滑に推進するために、障がいのある人の地域生活への移行に関する具体的な数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービス利用量を見込み、その提供体制の確保を図るための方策を定めることを目的としまして、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間の計画期間とする「第 5 期菊陽町障がい福祉計画」を策定し、さらには、障害児通所支援及び障害児相談支援の利用量を見込み、その提供体制の確保を図るための方策を定めることを目的としまして、同じく平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間の計画期間とする「第 1 期菊陽町障がい児福祉計画」を策定いたしました。

計画の円滑な実施にあたりましては、当事者の方のご意見をお聞きしながら、町民の皆様や関係者の皆様と行政がそれぞれの役割を担い合い、さらに連携を図りながら、障がい者計画の基本理念にあります「こころ触れ合う とともに支えあうまち きくよう」の実現を目指して、まちづくりを進めて参りたいと考えておりますので、町民の皆様のなお一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係各位、さらには、アンケート調査やワークショップ、グループインタビューにご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

菊陽町長 後 藤 三 雄

目 次

I	計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の趣旨.....	2
2	計画の位置づけ.....	4
3	計画の期間.....	5
4	策定体制.....	6
II	障がいのある人を取り巻く状況.....	7
1	人口の状況.....	8
2	障がい者の状況.....	9
III	計画のめざす方向.....	15
1	基本視点.....	16
2	基本理念.....	16
3	基本目標.....	17
4	施策の体系.....	18
IV	分野別施策の展開.....	21
1	障がいに対する理解や配慮の促進.....	22
2	保健・医療体制の充実.....	27
3	教育・療育環境の充実.....	33
4	就労環境の充実.....	41
5	生活支援の充実.....	46
6	社会参加と自立の促進.....	54
7	安心・安全なまちづくりの推進.....	59
V	第5期菊陽町障がい福祉計画・第1期菊陽町障がい児福祉計画.....	63
1	第5期障がい福祉計画における成果目標.....	64
2	障害福祉サービスの充実.....	66
3	地域生活支援事業の充実.....	72
4	第1期障がい児福祉計画における成果目標.....	84
5	障がいのある児童を対象としたサービスの充実.....	86
VI	計画の推進体制.....	91
1	計画の推進.....	92
2	計画の点検・評価体制.....	93

資料編	95
1 菊陽町障がい者計画等策定委員会設置要綱.....	96
2 計画策定委員会委員名簿	98
3 計画策定の経緯.....	99
4 用語集	100

「障害」のひらがな表記の取扱いについて

表記の取扱い

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」と表記します。
- (2) 何らかの名称などで「障がいのある人」と表記することが適当でないときは、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。

適用されないもの

法律などの名称や使用されている用語、法定の制度の名称、団体名などの固有の名称、人の状態を表すものでないものについては、従来どおり漢字表記としています。

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、平成 18 年度に「障害者自立支援法」が施行されたことを受け、平成 19 年 3 月に「菊陽町障害者計画」及び「菊陽町障害福祉計画」を策定し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれるまちづくりを理念に掲げ取組を進めてきました。その後、3 年ごとに見直しを行い、現在は平成 23 年度に策定した「第 2 期菊陽町障がい者計画」及び平成 26 年度に策定した「第 4 期菊陽町障がい福祉計画」に基づき施策を展開しています。

この間、国においては平成 26 年 1 月に障害者権利条約の批准と、それを契機とした国内法の整備・改正が行われ、障がい者支援に関する制度や施策の考え方は、近年大きく変化しています。

平成 23 年 8 月の障害者基本法の大幅な改正においては、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という理念が掲げられ、障がい者支援に関連する法律の全てに通じる基本目標とされました。

また、障がいのある人の定義についても、「個人の機能障がいに原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「社会的障壁」による日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル」に大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることが示されています。

さらに、平成 23 年の障害者虐待防止法、平成 24 年の障害者総合支援法（障害者自立支援法の改正法）、平成 25 年の障害者差別解消法の制定や、同じく平成 25 年の障害者雇用促進法の改正など、共生社会の実現に向けた障がい者の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進んでいます。

一方で地域社会に目を向けると、障がいの有無にかかわらず、だれもが当たり前で共生する社会の実現には、まだ多くの課題が残されています。この度、これまでの町の取組に、新たな国の障がい者制度の動向や県の動向を踏まえ、本町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「第 3 期菊陽町障がい者計画」及び「第 5 期菊陽町障がい福祉計画」並びに「第 1 期菊陽町障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

◆ 障がい者関連法整備の主な動き（「障害者自立支援法」施行以降）

年	主な動き
平成 18 年	「障害者自立支援法」の施行（4月） ・ 身体、知的、精神の3障がいのサービスを一元化 ・ 応能負担から応益負担へ 等 国連総会で「障害者権利条約」を採択（12月）
平成 19 年	日本が「障害者権利条約」に署名（9月）
平成 21 年	「障害者雇用促進法」の改正・施行（4月） ・ 障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大 等
平成 23 年	「障害者基本法」の改正・施行（8月） ・ 差別の禁止、教育・選挙における配慮を規定 等
平成 24 年	「障害者虐待防止法」の施行（10月） ・ 通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	「障害者総合支援法」の一部施行（4月） ・ 理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 国において「障害者基本計画（第3次）」策定（9月） ・ 基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記 ・ 計画期間の短縮 等
平成 26 年	「障害者総合支援法」の改正・施行（4月） ・ 障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等 日本が「障害者権利条約」を批准（1月）
平成 28 年	「障害者差別解消法」の施行（4月） ・ 差別の禁止、差別解消の取組の義務化 等 「改正障害者雇用促進法」の施行（4月） （一部、平成 30 年4月施行予定） ・ 差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 「成年後見制度利用促進法」の施行（5月） ・ 利用促進等の推進、利用促進に関する施策 等 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8月） ・ 切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部施行（4月） ・ 障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等

2 計画の位置づけ

本計画は、以下の法律に基づき策定が位置づけられている法定計画です。

◆ 市町村障害者計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取組を示すものです。

障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)

第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◆ 市町村障害福祉計画

障害福祉サービスの提供体制の確保や、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)

第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆ 市町村障害児福祉計画

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や、各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するためのものです。

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)（平成 30 年 4 月施行）

第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

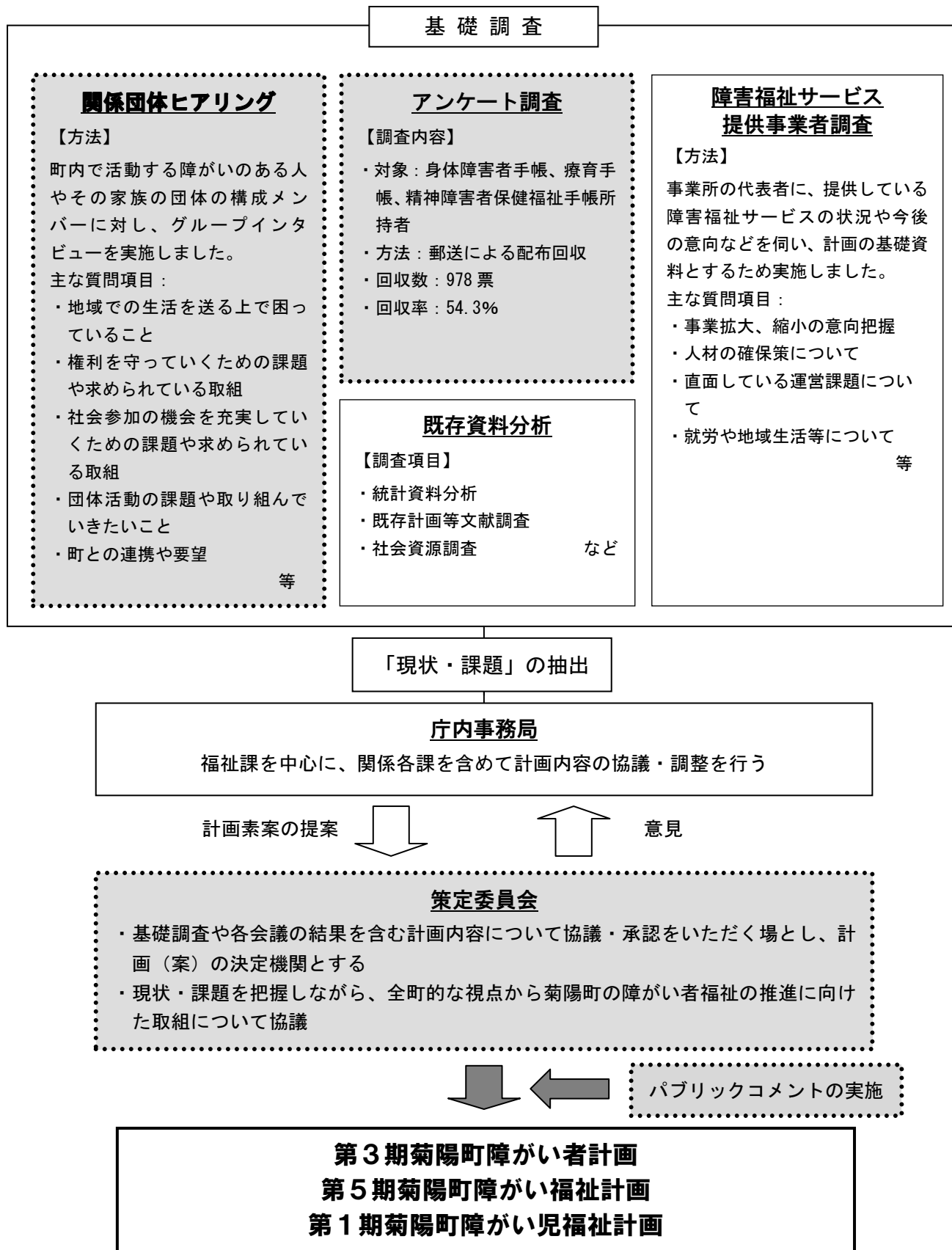
本計画は、障害者基本法に基づく「第3期菊陽町障がい者計画」と障害者総合支援法に基づく「第5期菊陽町障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「第1期菊陽町障がい児福祉計画」を一体的に策定するものであり、各計画の整合性を図っています。

「第3期菊陽町障がい者計画」の計画期間を平成30年度(2018)～平成35年度(2023)の6年間、「第5期菊陽町障がい福祉計画」、「第1期菊陽町障がい児福祉計画」の計画期間を平成30年度(2018)～平成32年度(2020)の3年間を期間とします。

ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
第3期菊陽町 障がい者計画						
第5期菊陽町 障がい福祉計画			見直し			見直し
第1期菊陽町 障がい児福祉計画			見直し			見直し

4 策定体制



※  は、住民参加による策定プロセス

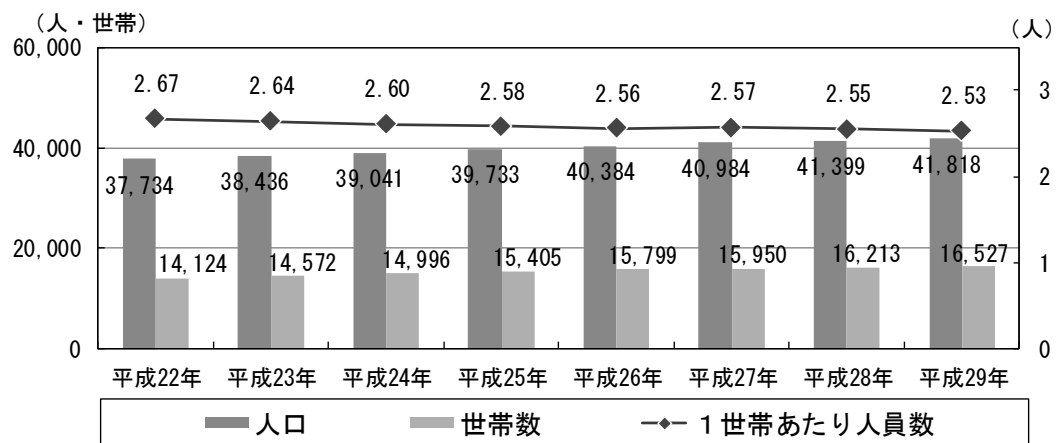
II 障がいのある人を取り巻く状況

1 人口の状況

本町の人口は徐々に増加しており、平成 29（2017）年の人口は対平成 22 年比で、10.8%の増加となっています。世帯数も増加し続けています。1 世帯あたり人員数は平成 22 年で 2.67 人、平成 29（2017）年で 2.53 人となっており、全体的には減少傾向にあります。

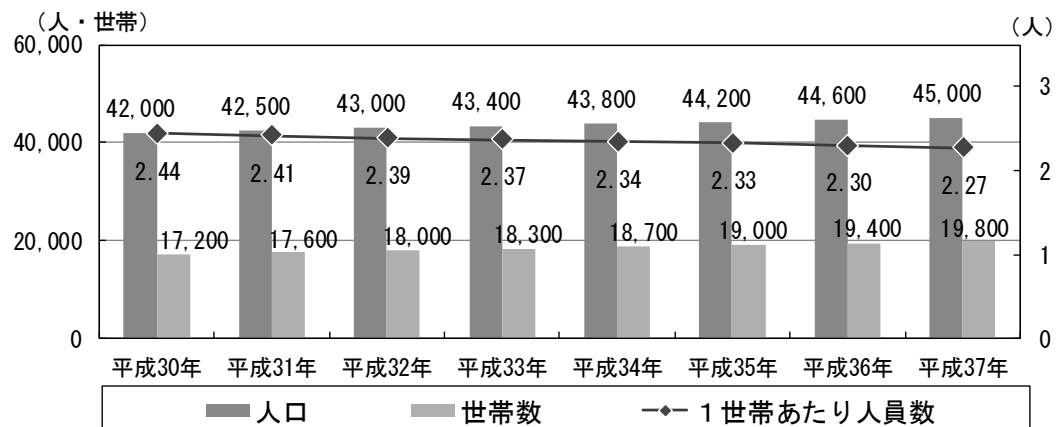
将来予測では、人口、世帯数は増加、1 世帯あたりの人員数は減少となっています。

【菊陽町における人口、世帯数、1 世帯あたり人員数の推移】



資料：熊本県企画振興部交通政策・情報局統計調査課
(平成 27 年は国勢調査に依る)

【菊陽町における人口、世帯数、1 世帯あたり人員数の将来予測】



資料：菊陽町資料

*国勢調査を基礎に、住民異動等を考慮し作成

2 障がい者の状況

① 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、年々わずかに増加を続け、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて 66 人増加しています。手帳種別にみると、身体障害者手帳所持者が 12 人減少しており、療育手帳所持者が 36 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 42 人増加しています。

【手帳所持者の状況】

単位：人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合計	1,793	1,793	1,801	1,859
身体障害者手帳	1,325	1,290	1,278	1,313
療育手帳	273	278	294	309
精神障害者保健福祉手帳	195	225	229	237

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

Ⅱ 障がいのある人を取り巻く状況
2 障がい者の状況

② 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者の状況をみると、全体の所持者数は増加しており、「65 歳以上」が全体の約 7 割を占めています。

障がい程度別にみると、「4 級」が最も多く、次いで「1 級」、「3 級」と続いています。

障がい種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」と続いています。

【身体障害者手帳所持者の状況】

単位：人

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合 計		1, 325	1, 290	1, 278	1, 313
年代別	18 歳未満	26	26	27	30
	18 歳～64 歳	382	364	355	352
	65 歳以上	917	900	896	931
障がい 程度別	1 級	369	351	354	373
	2 級	181	181	173	179
	3 級	200	196	193	192
	4 級	433	426	416	420
	5 級	63	63	68	70
	6 級	79	73	74	79
障がい 種別	視覚障がい	72	65	61	66
	聴覚・平衡機能障がい	130	125	123	124
	音声・言語・そしゃく機能障がい	13	12	14	13
	肢体不自由	675	670	660	664
	内部障がい	435	418	420	446

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

③ 知的障がいのある人

療育手帳所持者の状況をみると、年代別では「18 歳未満」、「18～64 歳」は増加傾向にあり、合計で全体の9割以上を占めています。

障がい程度別にみると、「B2（軽度）」が最も多く、次いで「B1（中度）」と続いています。

【療育手帳所持者の状況】

単位：人

			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合 計			273	278	294	309
年代別	18 歳未満		99	95	104	115
	18 歳～64 歳		158	168	175	179
	65 歳以上		16	15	15	15
障がい程度別	A 1（最重度）		51	49	51	55
	A 2（重度）		57	60	60	56
	B 1（中度）		84	86	89	93
	B 2（軽度）		81	83	94	105

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

④ 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況をみると、年代別では「18 歳～64 歳」が最も多くを占めています。

障がい程度別にみると「2 級」が最も多く、次いで「1 級」と続いています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の状況】

単位：人

			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合 計			195	225	229	237
年代別	18 歳未満		0	1	2	3
	18 歳～64 歳		154	183	185	188
	65 歳以上		41	41	42	46
障がい程度別	1 級		53	46	45	47
	2 級		119	144	144	152
	3 級		23	35	40	38

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

Ⅱ 障がいのある人を取り巻く状況
2 障がい者の状況

⑤ 障害支援区分認定者数

障害支援区分認定者は「区分 6」が最も多く、次いで「区分 5」、「区分 3」と続いています。

【障害支援区分認定者数の状況】

単位：人

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
平成 29 年度	3	15	25	12	29	51	135

資料：福祉課（平成 29 年 10 月 1 日現在）

⑥ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて 27 人増加しています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

単位：人

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	590	605	584	617

資料：熊本県（各年 3 月 31 日現在）

⑦ 自立支援医療（更生医療）受給者数の状況

自立支援医療（更生医療）受給者数の推移をみると、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて 61 人減少しています。

【自立支援医療（更生通院医療）受給者数の推移】

単位：人

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
自立支援医療（更生医療）受給者数	187	158	149	126

資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

⑧ 自立支援医療（育成医療）受給者数の状況

自立支援医療（育成医療）受給者数の推移をみると、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて 22 人減少しています。

【自立支援医療（育成通院医療）受給者数の推移】

単位：人

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
自立支援医療（育成医療）受給者数	40	21	20	18

資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

⑨ 補装具の給付状況

補装具給付決定者数の推移をみると、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて 3 人増加しています。

【補装具給付決定者数の推移】

単位：人

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補装具給付決定者数	65	72	60	68

資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

⑩ 難病患者の状況

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。たとえば、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症（ALS）などが難病に該当します。

難病のうち、平成 26 年 12 月までは 130 の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56 の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514 疾患（11 疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成 27 年 1 月 1 日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。平成 27 年 7 月 1 日現在で医療費助成制度の対象となる指定難病は 306 疾病、小児慢性特定疾病は 704 疾病となり、平成 29 年 4 月 1 日現在で医療費助成制度の対象となる指定難病は 330 疾病、小児慢性特定疾病は 722 疾病（14 疾患群）となっています。

なお、平成 29 年 4 月 1 日現在において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の 358 疾患が、障害福祉サービス等の利用対象疾患となっています。

⑪ 特別支援学級の状況

特別支援学級の状況では、設置校は小・中学校合わせて 8 校で、児童生徒数は小・中学校合わせて 140 名となっています。

＜特別支援学級の状況＞

	設置校数（校）	学級数（学級）	児童生徒数（人）
小学校	6	24	107
中学校	2	8	33
合計	8	32	140

資料：教育委員会学務課（平成 29 年 5 月 1 日現在）

⑫ 障がい児を取り巻く状況

発達障害者支援法の施行（平成 17 年 4 月）から 10 年以上経過し、この間、発達障がい児に対する理解促進及び普及啓発並びに療育支援体制の整備が図られるとともに、教育分野においては、特別支援教育の推進が図られてきました。

また、改正発達障害者支援法の施行（平成 28 年 8 月）により、支援が切れ目なく行われることに関する市町村の責務が明確化され、発達障がい児の早期発見及び早期支援のための体制の整備、家族等への支援及び地域における支援体制の構築などが明記されています。

本町における発達障がい児の数を正確に把握することはできませんが、年々増加している状況であり、さらなる支援体制の充実を図る必要があります。

Ⅲ 計画のめざす方向

1 基本視点

◆ 視点1 お互いの理解を促進する共生社会づくり

障がいや障がいのある人への偏見・差別を解消し、すべての住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりをめざします。

◆ 視点2 障がいのある人の自主性を尊重し、社会参加を進める地域づくり

障がいのある人の多様な生き方や働き方が尊重され、一人ひとりが自分らしく自立して暮らすことができ、積極的に社会に参加できる地域づくりをめざします。

◆ 視点3 日々の暮らしを支える支援体制づくり

障がいの状態や個々のライフステージ等に応じて必要となる生活基盤の整備や、サービス提供が行える支援体制づくりを進めます。

2 基本理念

**こころ触れ合う とともに支えあうまち
きくよう**

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

この考え方は、障がいのある人もない人もともに地域で生活する仲間として人権を尊重し、ともにまちづくりを進めていくという考え方につながります。

障害者基本法が掲げる理念に基づき、本町ではすべての障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちをめざします。

3 基本目標

基本目標 1 障がいに対する理解や配慮の促進

障がいのある人の特性や障がいへの正しい理解を深め、差別や偏見のない社会の実現をめざします。

基本目標 2 保健・医療体制の充実

障がいの要因となる疾病等の予防、治療の推進、障がいや疾病の早期発見と早期治療に努めます。

基本目標 3 教育・療育環境の充実

乳幼児期から学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフサイクル全体を通じた支援体制の整備に努めます。

基本目標 4 就労環境の充実

障がいのある人の経済的自立と生きがいを支えるため、就労機会の確保に向けた取組や職場における障がいや障がいのある人への理解の促進を図ります。

基本目標 5 生活支援の充実

障がいのある人、一人ひとりのニーズに対応できるよう、各種支援制度の充実や地域生活を支えるサービス提供体制の整備等の取組を進めます。

基本目標 6 社会参加と自立の促進

生涯にわたって文化芸術活動やスポーツに親しみ、社会参加と仲間づくりができるよう、学校教育や社会教育と連携して、障がいのある人が気軽に社会参加できる体制整備をめざします。

基本目標 7 安心・安全なまちづくりの推進

障がいのある人を災害や犯罪から守るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで支援する体制を整備します。

4 施策の体系



障害福祉サービス等	1. 訪問系サービス	①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援
	2. 日中活動系サービス	①生活介護 ②自立訓練（機能訓練） ③自立訓練（生活訓練） ④就労移行支援 ⑤就労継続支援（A型） ⑥就労継続支援（B型） ⑦就労定着支援★ ⑧療養介護 ⑨短期入所（福祉型・医療型）
	3. 居住系サービス	①自立生活援助★ ②共同生活援助 ③施設入所支援
	4. 相談支援	①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援
	5. 障がい児支援	①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③居宅訪問型児童発達支援★ ④放課後等デイサービス ⑤保育所等訪問支援 ⑥障害児相談支援

★=第5期からの新規

地域生活支援事業	1. 必須事業	①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦手話奉仕員養成研修事業 ⑧日常生活用具給付等事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター機能強化事業 (Ⅰ型)
	2. 任意事業	①福祉ホームの運営 ②訪問入浴サービス事業 ③日中一時支援事業 ④巡回支援専門員整備 ⑤障害支援区分認定等事務 ⑥自動車運転免許取得・改造助成

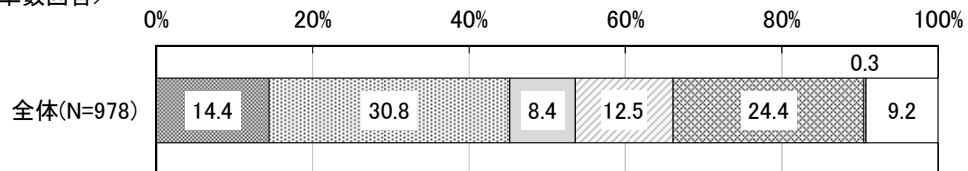
IV 分野別施策の展開

1 障がいに対する理解や配慮の促進

【現状と課題】

<周囲の人の「障がい」や「障がいのある人」に関する理解について>

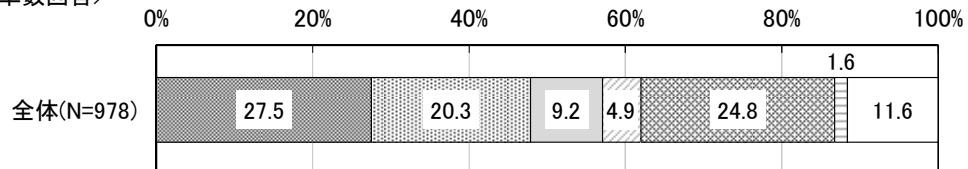
<単数回答>



- 深まってきたと思う
- どちらかといえば深まってきたと思う
- どちらかといえば深まってきたと思わない
- 深まってきたとは思わない
- わからない
- その他
- 不明・無回答

<日常生活において、障がいに関する配慮が感じられるかについて>

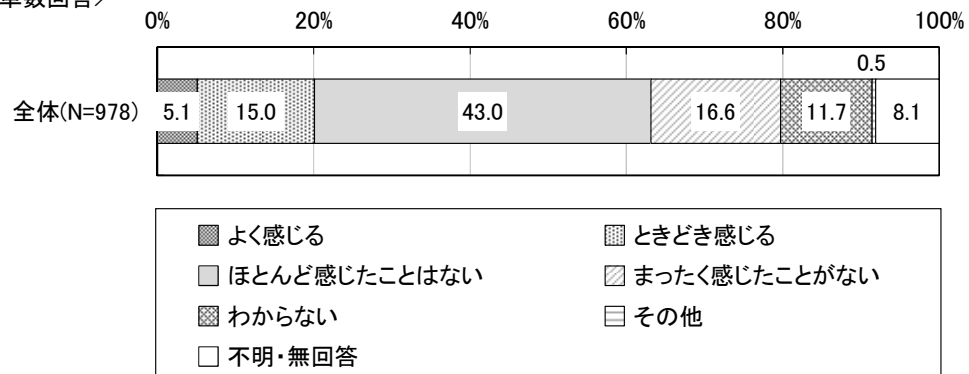
<単数回答>



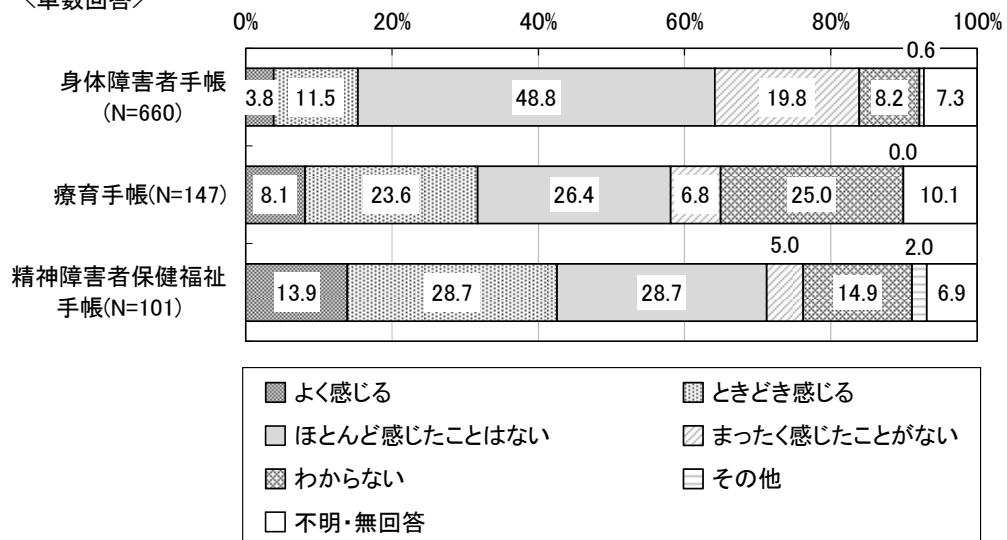
- 一定の配慮はなされていると思う
- どちらかといえば配慮がなされていると思う
- どちらかといえば配慮がなされていないと思う
- ほとんど配慮がなされていないと思う
- わからない
- その他
- 不明・無回答

<日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じるときがあるかについて>

<単数回答>



<単数回答>

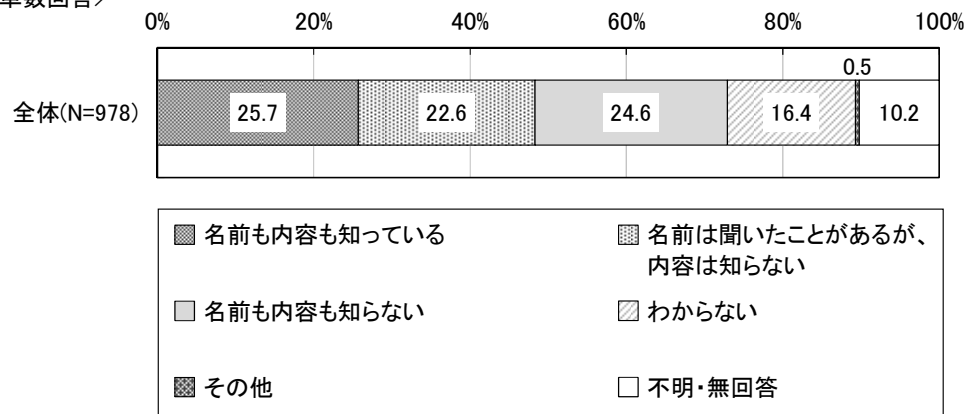


IV 分野別施策の展開

1 障がいに対する理解や配慮の促進

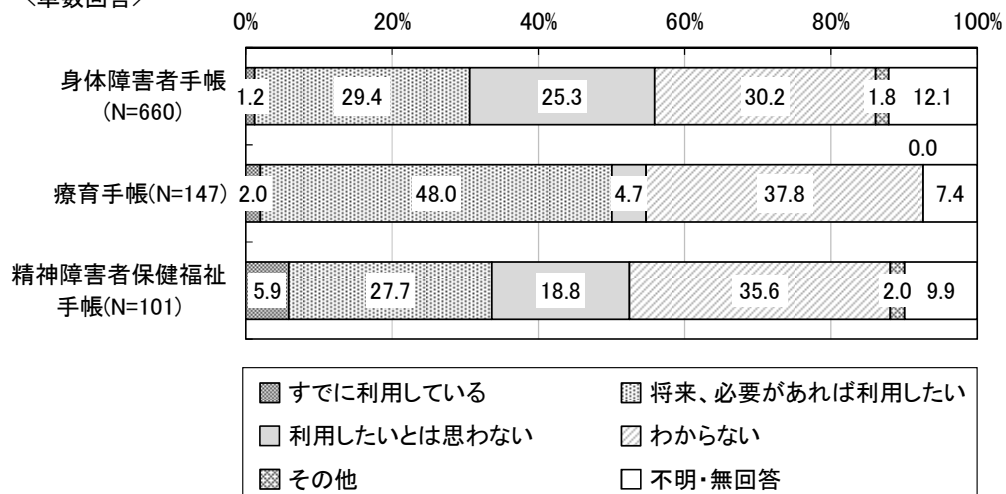
<成年後見制度に対する理解について>

<単数回答>



<今後成年後見制度を利用したいかどうかについて>

<単数回答>



障がいに対する理解と配慮においては、障がいのある人が地域の中で安心して暮らせるように、障がいへの理解をより一層深め、差別などの解消を推進していく必要があります。また、成年後見制度に関しての認知度と利用意向についても、全体で 5 割弱といった結果となり、所持手帳別でも差がみられることから、必要になってくる人々に対する理解促進が重要になってくると考えられます。

今後も、障がいのある人の人権や権利擁護を確保し、成年後見制度などによる支援や障がいのある人に対する虐待防止に努めます。

【取組】

（１）正しい理解の啓発

施策名	ホームページ等の活用による啓発広報の充実	福祉課
内容	「障がい福祉について」と題する記事を、町ホームページに掲載（更新）しています。今後も掲載にあたっては、定期的に更新を行うとともに、町民のニーズ把握にも努め、必要な記事に掲載します。	

施策名	「広報きくよう」等を活用した啓発広報活動の充実	福祉課
内容	制度の説明などの啓発のため、広報きくように記事を掲載しています。また、町民に対して障がいに対する正しい理解を促進するため、啓発を継続して行います。	

（２）差別解消及び虐待防止の推進

施策名	「福祉まつり」や障がい者週間等における啓発の推進	福祉課
内容	菊陽町社会福祉協議会主催の福祉のつどいにおいて、障がいの理解を深めるための講演会や発表を実施しています。今後も、継続実施します。	

施策名	職員の資質向上に向けた研修機会の充実	福祉課
内容	研修会等に職員を積極的に派遣し、資質向上に努めていきます。	

（３）権利擁護の推進

施策名	地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の普及・啓発	福祉課
内容	菊陽町社会福祉協議会と連携し、普及啓発に努めるとともに、障害者相談支援事業所と連携を図りながら、事業が必要と思われる障がいのある人に対して積極的に利用を促す等の取組を推進します。	

施策名	成年後見制度及び後見制度支援信託の普及・啓発	福祉課
内容	成年後見制度については、普及啓発のためのパンフレットを作成し、制度に対する理解が深まるように努めています。今後は、後見制度支援信託も含めて、普及啓発に努めていきます。	

Ⅳ 分野別施策の展開

1 障がいに対する理解や配慮の促進

施策名	「ふれあい総合相談」の支援及び利用促進	福祉課
内容	菊陽町社会福祉協議会と連携し、心配事相談などの事業を実施し、財政的な支援を行っています。今後も連携し、必要な事業として継続します。	

施策名	行政サービスにおける配慮（新規）	福祉課 総務課
内容	役場職員に対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。また、行政窓口では、コミュニケーションの方法に配慮した対応を行います。	

施策名	選挙での投票環境における配慮（新規）	選挙管理委員会
内容	スロープ設置による段差の解消や、車いすの配備等により投票環境の向上に努めています。今後も投票環境の配慮に努めます。	

（４）福祉教育の推進

施策名	保育所・小学校・中学校をはじめとする福祉教育及び人権教育の拡充	学務課
内容	障がいのある児童生徒とともに学ぶインクルーシブ教育を推進し、生命尊重、思いやりや協力の態度などを育む道徳教育の充実を図りました。今後も、継続して実施することで、障がいに対する理解を深める場としていきます。	

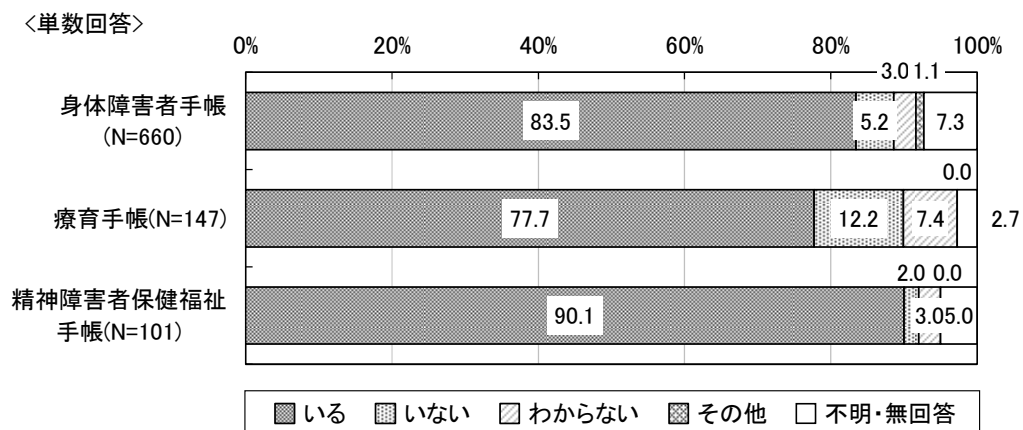
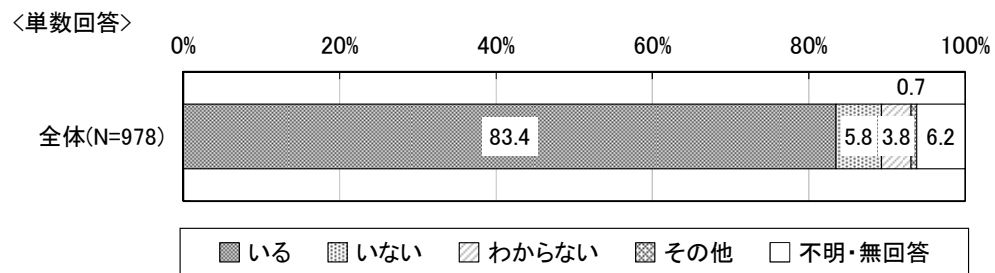
施策名	ワークキャンプ事業の充実	学務課
内容	菊陽町社会福祉協議会が主催するワークキャンプ事業に、希望する小・中学生の児童生徒が参加し、町内の福祉施設（高齢者施設・障がい者施設）を訪問し、施設の利用者と交流するとともに、福祉体験等をとおして福祉について学ぶ機会を設けています。今後も、継続して実施します。	

施策名	体験学習の充実	学務課
内容	交流学級で、ともに学ぶ経験をとおして、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人の困り感を共有し、合理的配慮について学ぶ取組を行っています。今後も、学ぶ機会の場として継続します。	

2 保健・医療体制の充実

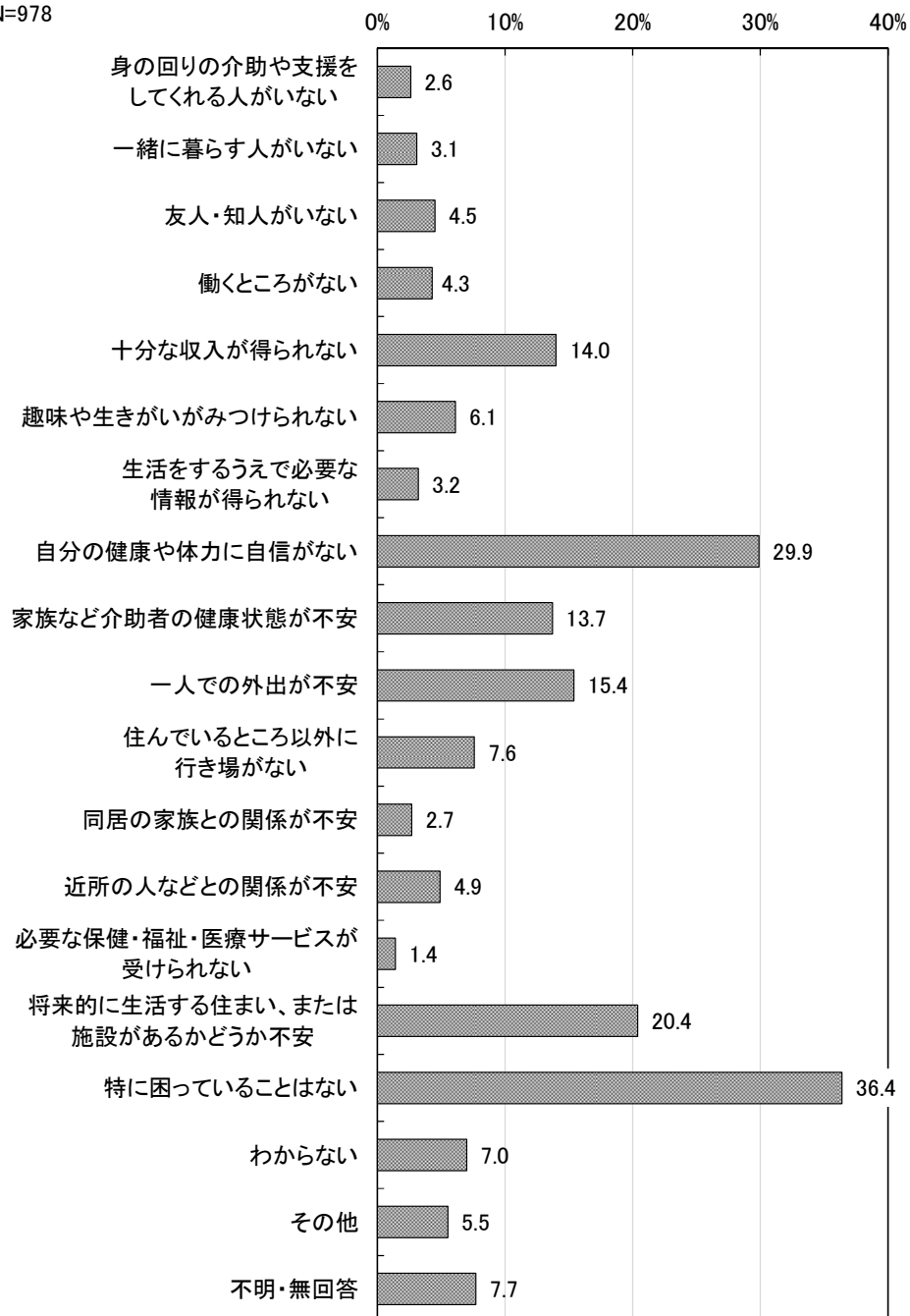
【現状と課題】

＜治療を受けたり、日常の相談ができる「かかりつけの医師（病院・診療所）」について＞



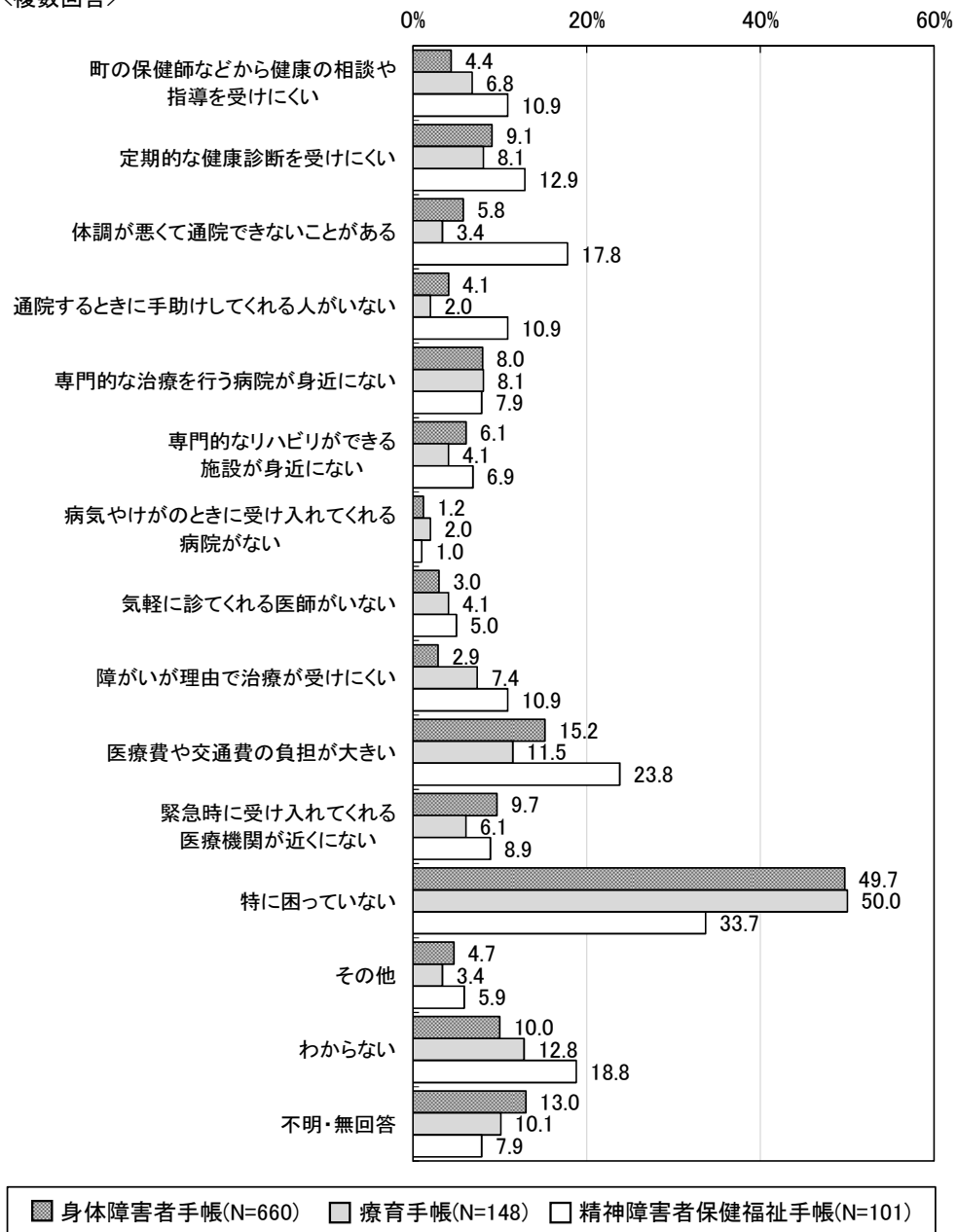
<現在の生活で困っていることや不安なことについて>

<複数回答>
N=978



＜保健や医療について困っていることについて＞

＜複数回答＞



アンケートでは、現在の生活で困っていることや不安なことについて、自分の健康や体力に自信がない人の割合が高くなっています。また、将来的に生活できる場所に不安を抱えている人の割合も高くなっています。

保健や医療サービスに関しては、障がいごとに困りごとに差がある状況がみえます。現在の社会資源を活用し、安心感を持って菊陽町での生活を続けていくことができるよう支援していきます。今後も、関係機関との連携を図り、各種疾患の予防や療育体制の充実、保健・医療環境の充実を推進し、健康増進の取組に努めます。

【取組】

(1) 健康づくりの推進

施策名	菊陽町健康増進計画・食育推進計画の推進	健康・ 保険課
内容	平成28年度に「第2期菊陽町健康増進計画・食育推進計画」を策定し、具体的な実施を推進しています。今後も、障がいのある人が健康的に生活できるよう支援します。	

施策名	各種健康診断・健康相談の充実	健康・ 保険課
内容	各種健康診断に関しては、受診率向上のために実施期間の延長、健診会場の検討、土日の開催、健診未受診者への再勧奨を実施しています。また、障がいのある人が、各種健康診断・健康相談を受けることができるよう環境整備を行います。	

(2) 医療体制の充実

施策名	保健、医療、教育機関との連携強化	福祉課 学務課 健康・ 保険課
内容	菊池圏域地域自立支援協議会に保健・医療・教育機関も参画し、連携の強化に努めています。また、教育委員会主管の特別支援連携協議会にも参画し、連携の強化に努めてきました。今後も、保健・医療・福祉が連携した地域ケア体制の充実と強化に努め、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を検討します。	

施策名	歯科診療の充実（新規）	健康・ 保険課 福祉課
内容	障がいのある人の口腔機能を改善し生活の質を高めるため、歯科医師会との連携を推進します。また、障がいのある人の歯科診療の機会を提供するため、歯科医療機関の情報提供を行います。	

(3) 障がいの早期発見・治療・療育体制の充実

施策名	乳幼児健診等の充実	健康・保険課
内容	乳幼児健診をきちんと受けてもらうために、未受診者への受診勧奨を細やかに実施しています。今後も、相談にはきめ細やかな対応ができるよう、事前のケース把握を強化します。健診で経過観察となった子どもに対しては、定期的に経過を確認し、状況に応じては園訪問等を実施し、日頃の状況把握に努めていきます。	

(4) 難病患者等への支援

施策名	専門機関との連携による相談支援体制の充実	福祉課
内容	必要に応じて、相談支援事業所と医療機関や保健所とが連携して支援を行い、体制としての構築を図ります。	

施策名	専門医療機関やかかりつけ医等との連携強化	福祉課 健康・保険課
内容	現在は、難病対策に関する医療機関との連携の機会が少ない状況ですが、今後は必要な人が増えてくると考えられます。保健所等と、医療機関との連携強化について検討していくことで、早期の支援につなげていきます。	

(5) 精神保健・医療の充実

施策名	精神疾患や精神障がいのある人等に対する正しい知識と理解の普及	福祉課
内容	精神保健福祉のつどいを開催することにより、精神疾患や精神障がいのある人等に対する理解促進に努めてきました。今後は、精神保健福祉のつどいの在り方も含め、理解・普及啓発の方法について検討します。	

施策名	相談支援体制の充実	福祉課
内容	町の委託障害者相談支援事業所と連携し、相談支援体制の充実を図るとともに、保健師を福祉課に配置することで、窓口でのきめ細やかな相談体制を確保しています。また、地域活動支援センターに精神保健福祉士等の専門職を配置し、相談体制の充実を図っています。今後は体制を継続しながら、福祉課に精神保健福祉士等を配置することについても検討します。	

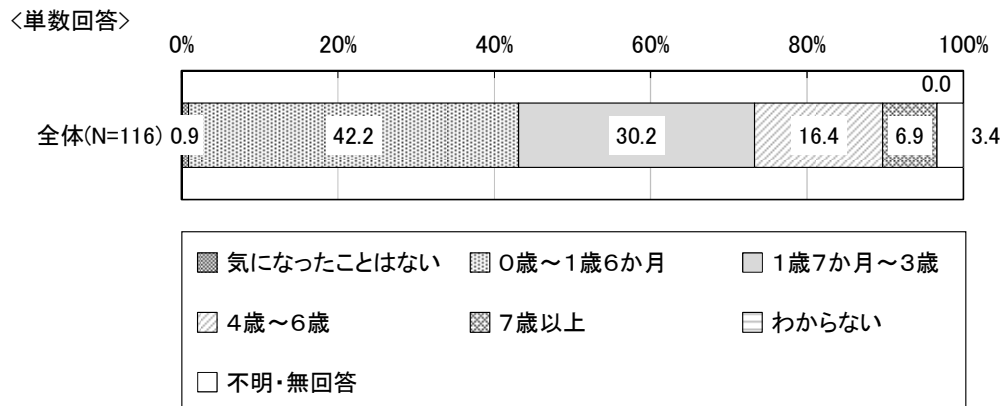
Ⅳ 分野別施策の展開
2 保健・医療体制の充実

施策名	各種制度の啓発・広報並びに利用促進	福祉課
内容	精神障がいに関する情報の取得が困難な人のために、町ホームページに必要な情報を掲載し、啓発に取り組んでいます。また、町独自で作成している「障がい福祉ガイドブック」の内容も、ホームページにも掲載して周知啓発に取り組んでおり、今後も継続していきます。	

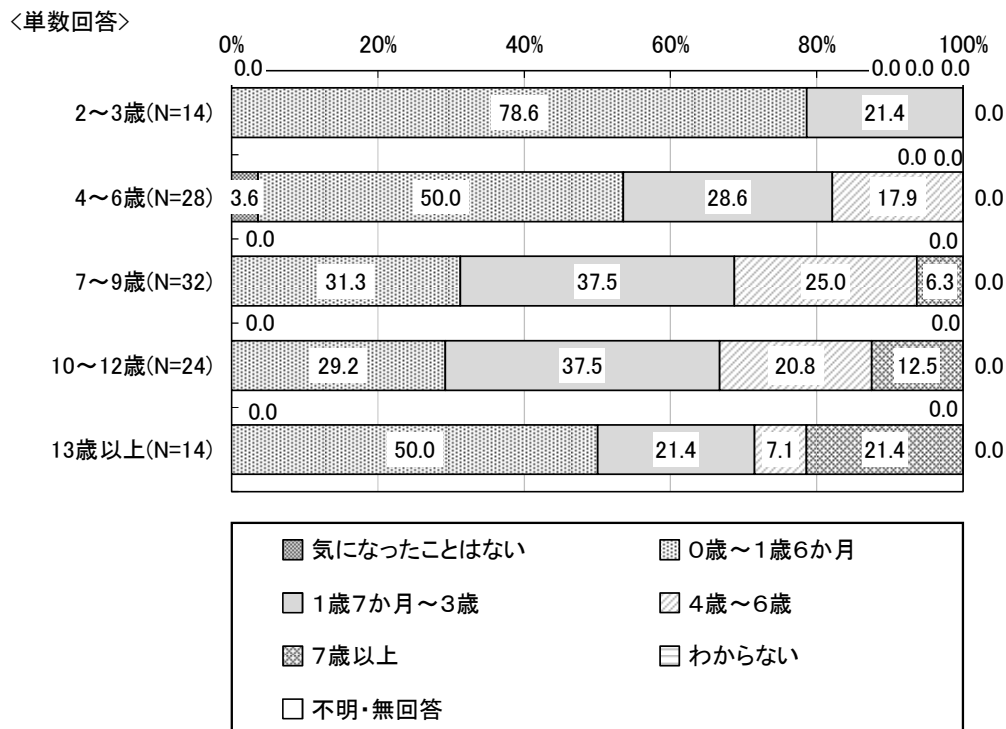
3 教育・療育環境の充実

【現状と課題】

＜お子さんの発達が心配になった時の年齢について＞



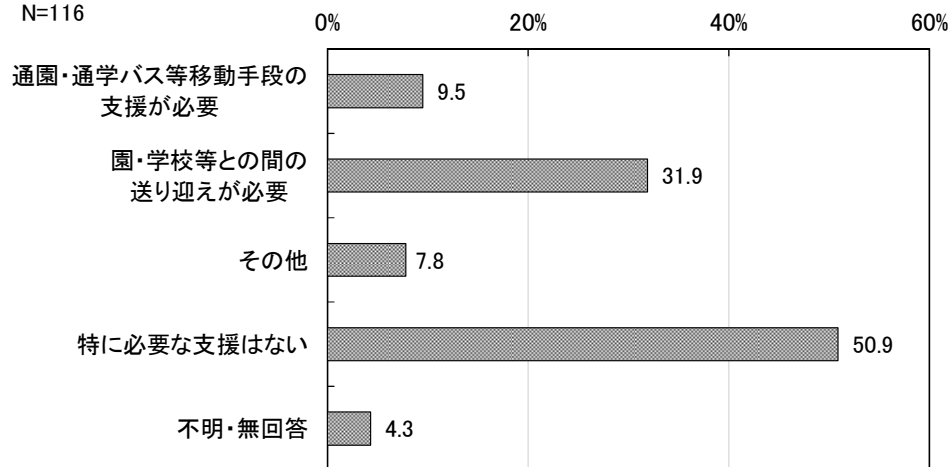
【年齢別グラフ】



<通園・通学の際の移動にあたって支援が必要かについて>

<複数回答>

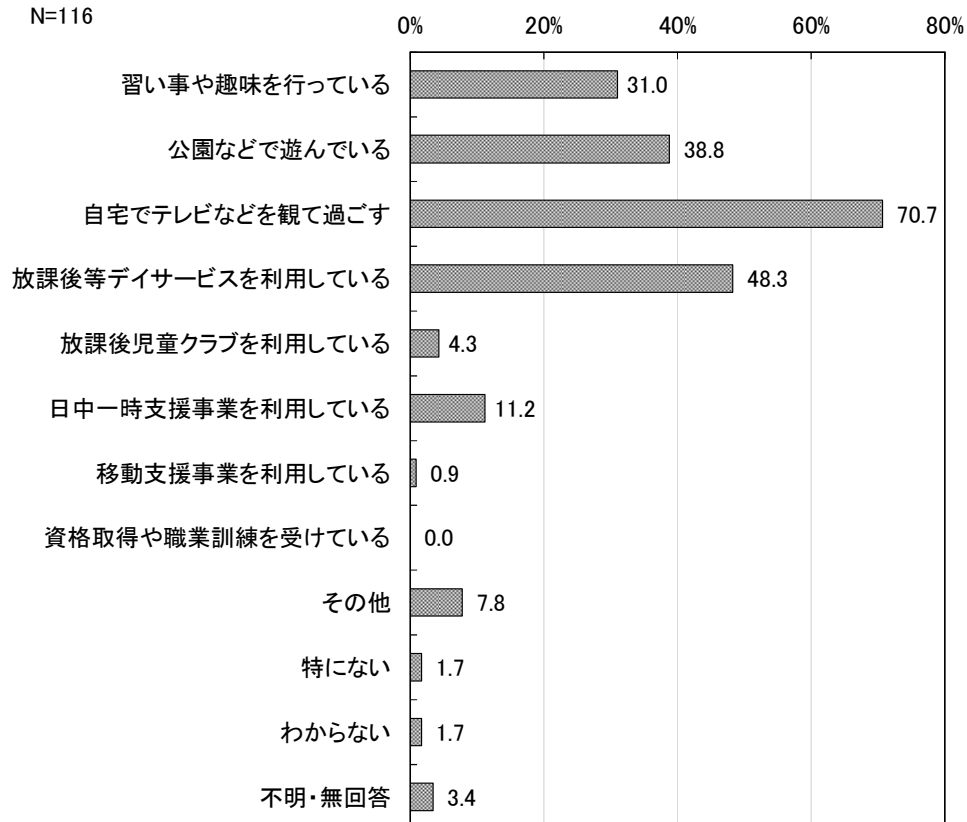
N=116



<お子さんの休暇、放課後等の主な過ごし方について>

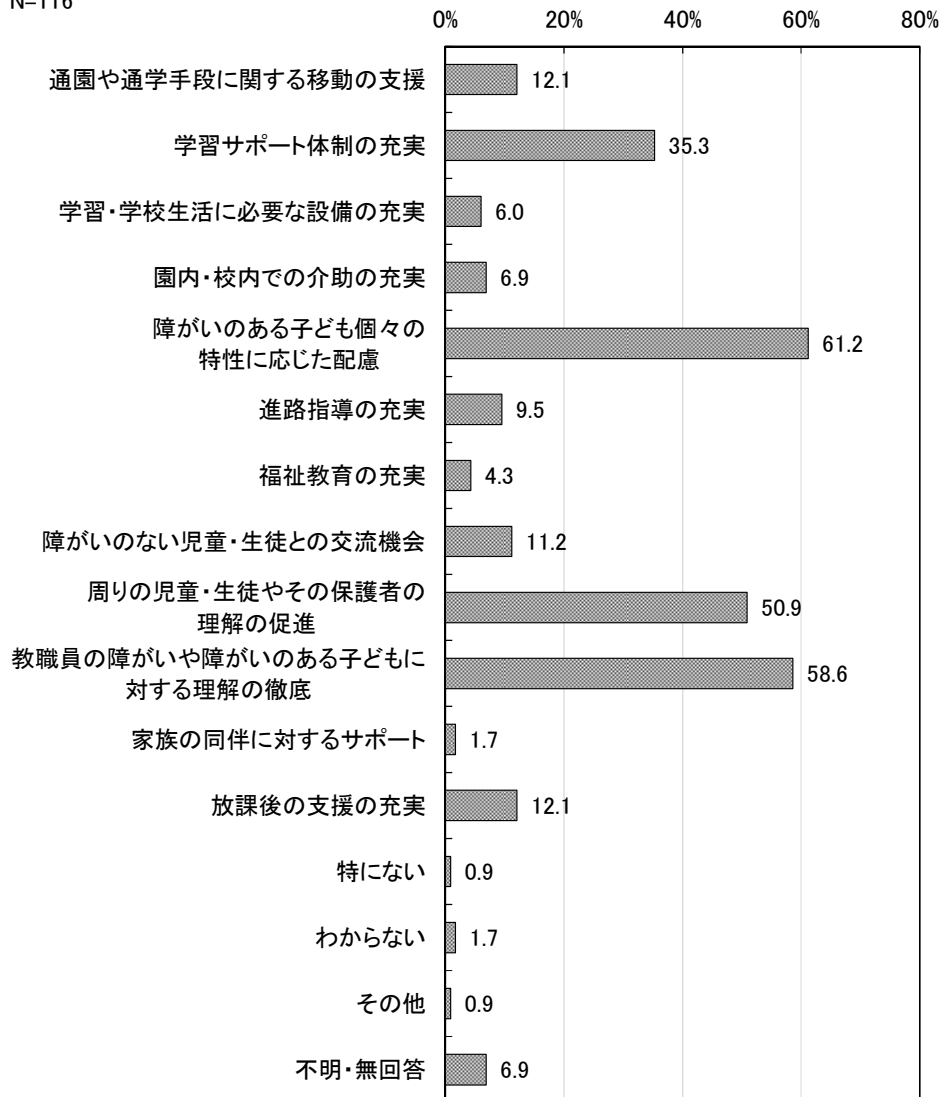
<複数回答>

N=116



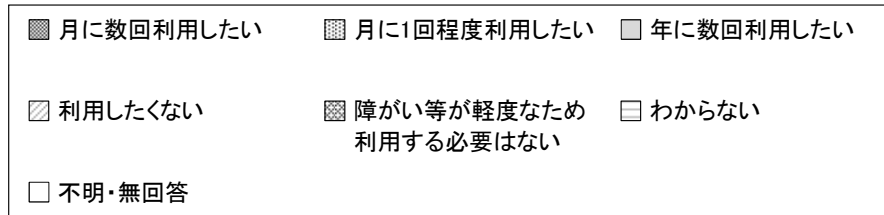
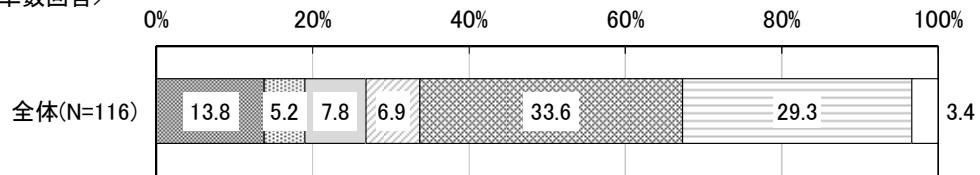
<学校や保育所・幼稚園などでの生活を送る上で必要だと思うことについて>

<複数回答>
N=116



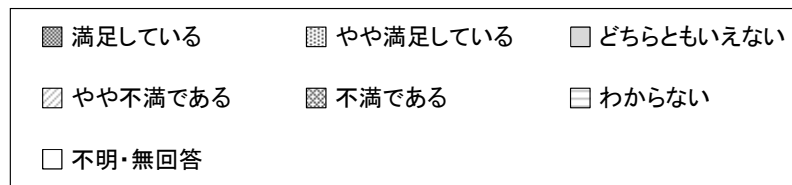
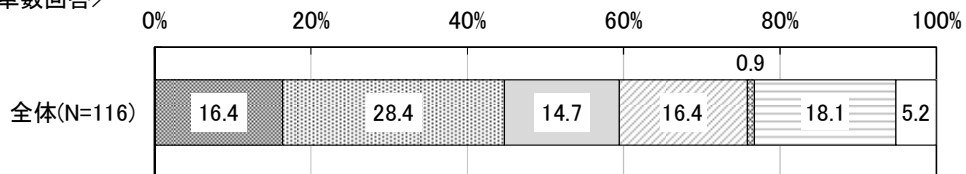
＜レスパイトサービスが町内にあれば利用したいかについて＞

＜単数回答＞

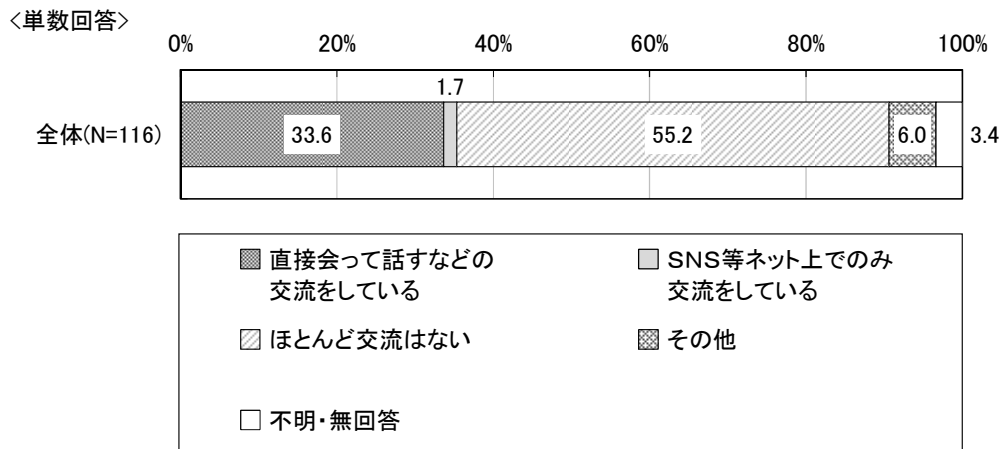


＜本町で現在提供されている療育内容に満足かについて＞

＜単数回答＞



＜障がいのある子どもを持つ保護者同士の日常的な交流について＞



アンケートの結果から、発達が心配になった年齢では、乳幼児の段階から非常に高くなっています。必要な支援においては送迎などの移動手段のニーズが高く、放課後等デイサービスを利用している割合の高さからも、日中を通じた支援体制の構築が必要です。生活を送る上で、障がい児の個々の状況に対しての理解の促進や配慮が、周囲や教職員にも求められています。現在、本町で提供している療育内容については、施策内容やそれぞれの事業所での支援において、改善の必要性があることがうかがえます。また、保護者同士の日常的な交流が少ないといったことから、今後は保護者同士のネットワークの構築やニーズの把握が必要です。

【取組】

(1) 障がいのある子どもへの保育・教育の充実

施策名	特別支援教育の充実	学務課
内容	各年度、菊陽町特別支援教育推進計画を策定し、特別支援教育の充実を図っています。今後も継続して実施していきます。	

施策名	教職員等の資質の向上に向けた研修機会の充実	学務課
内容	各学校において、月1回程度の特別支援教育に関する校内委員会を開催し、その中で、教職員等の資質向上に向けた研修を実施しています。今後も、研修機会の充実を図ります。	

施策名	特別支援教育コーディネーターの充実	学務課
内容	中学校区毎にリーダーコーディネーターを置き、地区コーディネーター会議を開催することにより、特別支援教育の充実を図っています。また、大津支援学校などからの巡回相談を活用し、専門的な立場からの助言や指導を受けることにより質の向上を図っています。今後も、継続して実施します。	

施策名	保育所・幼稚園の受け入れ体制の整備	子育て支援課
内容	保育所や幼稚園等において、障がいのある子どもの受入に努めています。町立保育所においては、在籍するクラスに加配保育士を配置する等、受け入れ態勢の充実に努めています。	

施策名	障がいや療育に関する情報提供の充実	健康・保険課 福祉課
内容	乳幼児健診、5歳児発達相談を実施し、発育、行動面等に対し心配なケースに対しては、心理相談を実施しています。相談の結果、専門機関での療育が必要なケースに対しては、関係機関と連携し、支援の継続につなげています。療育に関する情報は、町ホームページに掲載していますが、その情報を知らない保護者が多く、また、見にくいという指摘もあるため、情報提供の在り方について検討していきます。	

施策名	保育士等の資質の向上に向けた研修機会の充実	子育て支援課
内容	町立保育所においては、保育団体等が主催する研修会に参加するほか、自主事業としても研修会を実施し、研修機会の充実に努めています。私立保育所については、定期監査の際に各園の研修の実態等を把握しています。今後も、継続して実施していきます。	

施策名	就学相談体制の充実	学務課 健康・保険課 福祉課
内容	就学相談を実施し、平成 29 年度から私立保育所とも連携を図り、実態把握に努めてきました。就学支援を必要とするケースに対しては、学務課を通じて学校との打合せを実施しています。 特別支援教育連絡会では、健康・保険課で把握している子どもの情報提供、共有を実施していますが、就学支援対象ケースの増加により、就学相談、学校訪問等の対応が困難となりつつあります。 また、保育所等を巡回の上、発達障がいの早期発見・早期支援及び保護者や保育士の支援に努めています。今後も関係機関と連携し、継続して実施します。	

施策名	発達相談支援体制の充実	健康・保険課 福祉課
内容	5 歳児発達相談事業を実施し、年中児を対象に発達障がいについての講話、相談事業を実施しています。また、臨床心理士による心理相談により、速やかに相談できる体制を設けています。 加えて、平成 26 年度から障害児巡回・相談支援事業を開始し、現在は臨床心理士、精神保健福祉士を各々 1 名ずつ配置し、認可保育所を中心に巡回し、発達障がいの早期発見、早期支援及び保護者、保育士の支援に努めています。今後も継続して実施し、出てきた課題を分析して充実に努めていきます。	

IV 分野別施策の展開
3 教育・療育環境の充実

施策名	制度に関する情報提供及び利用の促進	学務課 健康・ 保険課 福祉課
内容	特別支援教育に関する啓発用のパンフレットを毎年度作成し、各小中学校及び町内保育園、幼稚園に配布し、保護者へ情報提供を行っています。また、町保健師からも健診・訪問時の相談の際に情報提供を行っており、医療機関受診や療育等のサービスが必要な子どもに対して、適切な情報提供を行っています。今後も、継続して実施します。	

(2) 発達・療育支援環境の充実

施策名	地域における療育体制の充実	子育て 支援課 学務課 福祉課
内容	現在、町内には児童発達支援事業所が4か所、放課後等デイサービス事業所が7か所あります。受け皿としての役割とともにサービスの質の向上を推進し、今後は地域療育センターや学校、保育所等とも密に連携を取りながら、療育施設としての質の向上に取り組んでいきます。	

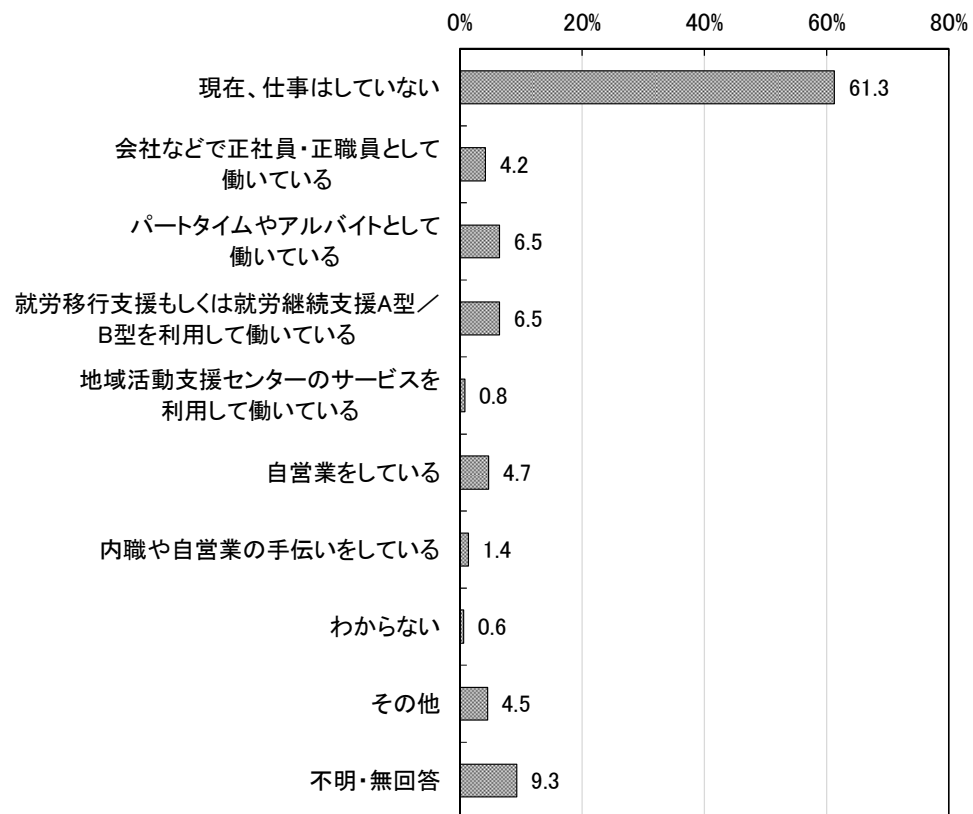
施策名	幼・保、小、中学校との連携強化	学務課 福祉課
内容	教育委員会の菊陽町特別支援連携協議会と、幼・保・小・中連携協議会と必要に応じて連携を図っています。今後も継続して実施し、連携強化を推進します。	

4 就労環境の充実

【現状と課題】

＜どのような仕事をしているかについて＞

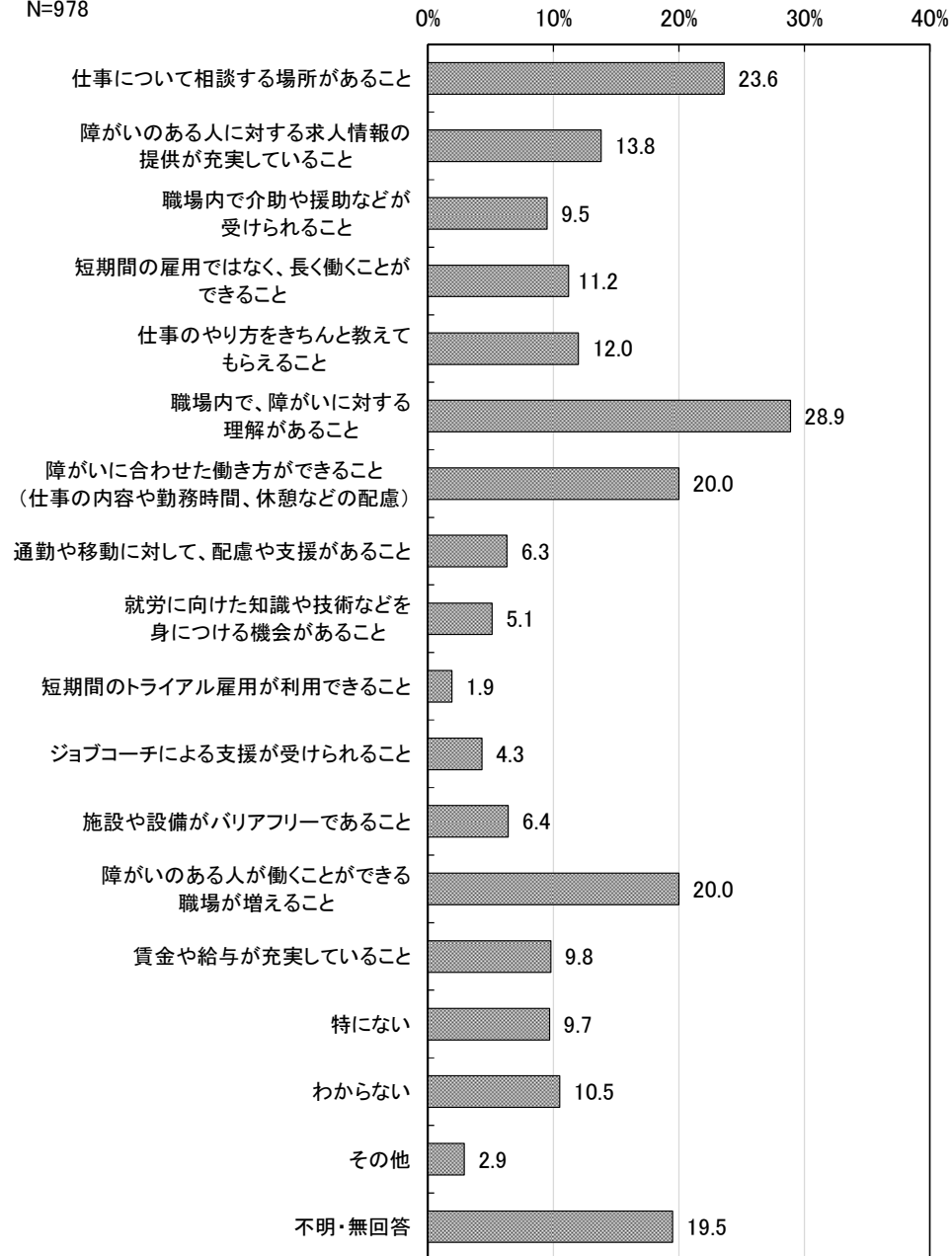
＜単数回答＞
N=978



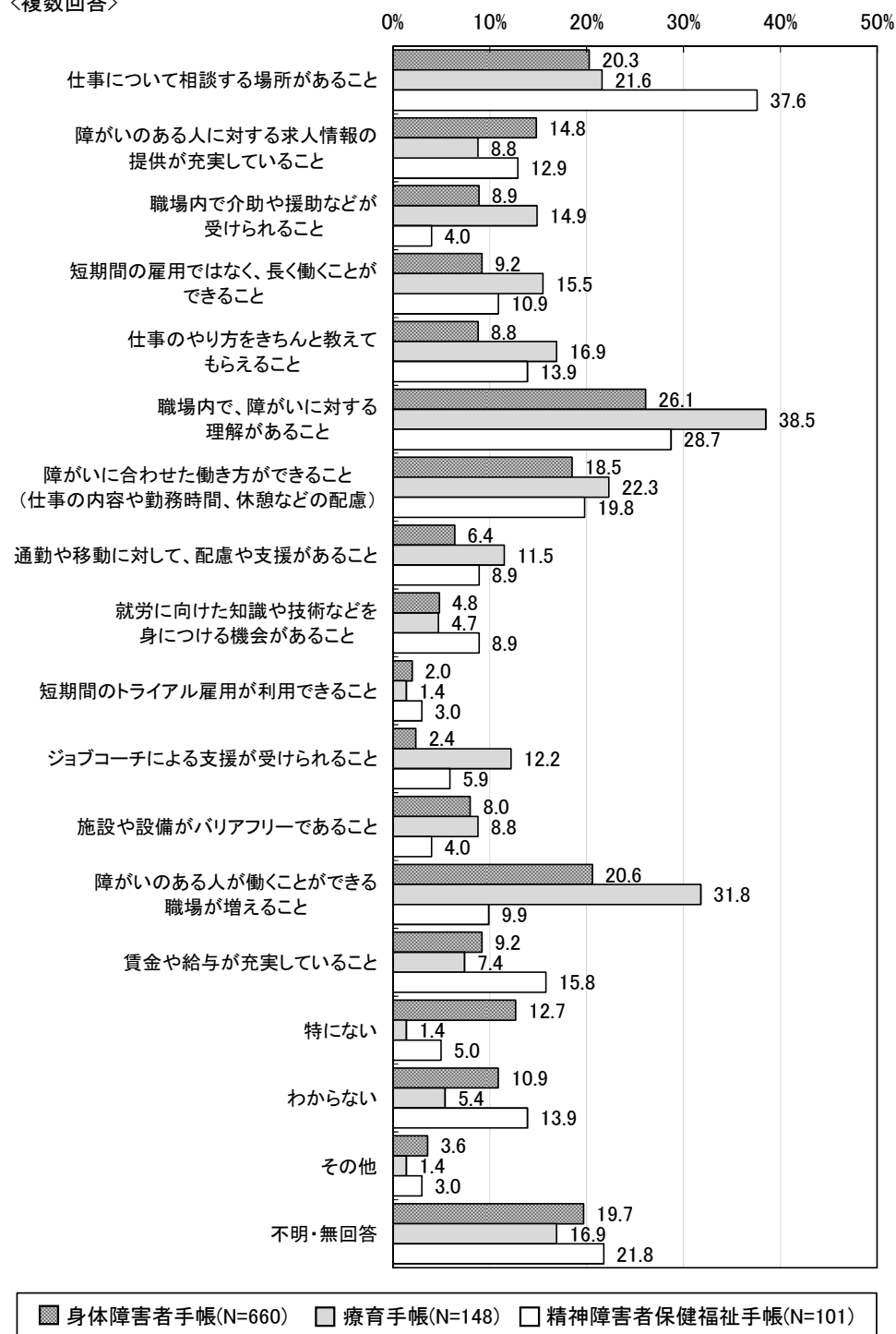
＜障がいのある人が働く場合、どのような配慮が必要かについて＞

＜複数回答＞

N=978



<複数回答>



就労環境の充実においては、現在仕事はしていない障がいのある人が 6 割を上回るなかで、働く場合に必要な配慮については、「障がいに対する理解」、「働くことができる職場が増えること」、「仕事について相談できる場所があること」が高くなっています。各障がい別にみても、この 3 つの割合が高くなっていることから、仕事につなげていく環境づくりや、周囲の理解を得ていくことにより、就労環境の充実が図られます。障がいのある人でも安心して働けるようなまちづくりを目指します。

【取組】

(1) 多様な就労への支援

施策名	雇用に関する情報収集及び提供体制の充実	
内容	障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援）の利用者に関しては、就労支援事業所や相談支援事業所によるフォローが行われています。サービスを利用していない障がいのある人に対しては、情報提供の在り方を検討する必要があります。 就労継続支援・就労移行支援に関する情報に関しても、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携を図りながら周知方法の検討を行います。	福祉課

施策名	国、県、企業、専門機関等との連携強化	
内容	菊池圏域地域自立支援協議会（専門部会）に、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、県北広域本部が参画しており、今後も連携の強化に努めていきます。	福祉課

施策名	雇用に関する相談支援体制の充実	
内容	障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援）の利用に関しては、相談支援体制はある程度確保されていますが、企業の障がい者枠での就労希望者（一般就労希望者）に対する情報提供はほとんどできていない状況です。今後も、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携を図り、相談支援体制を確保していきます。	福祉課

(2) 雇用・就労の促進

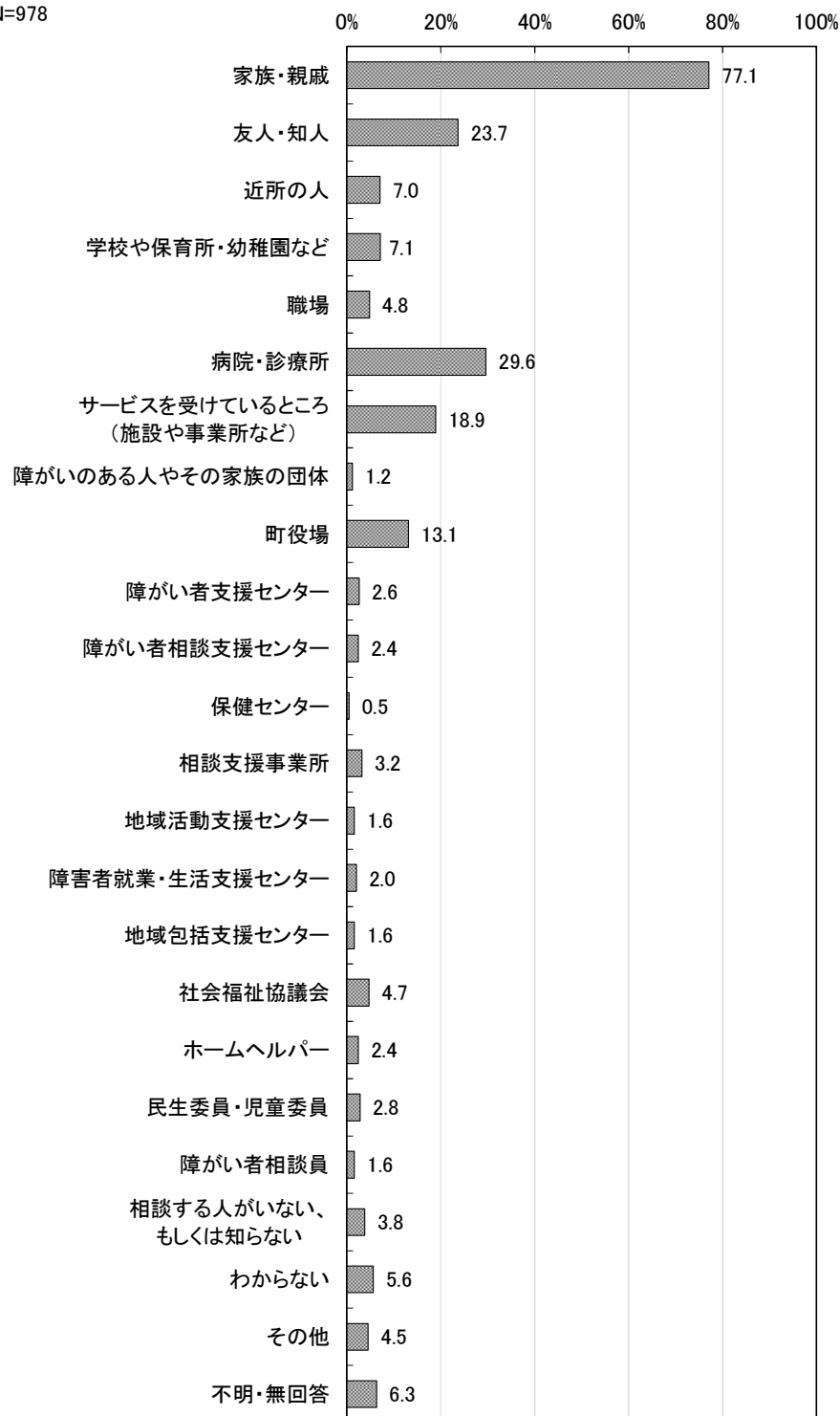
施策名	障害者雇用率の順守	総務課
内容	本町においても、障がい者雇用に取り組んでおり、法定雇用率は達成できています。今後も様々な状況を勘案して、雇用の必要性を検討していきます。	
施策名	就労移行支援事業、就労継続支援事業の確保及び充実	福祉課
内容	就労移行支援事業は、利用者が減少傾向となっています。就労継続支援事業については、A型事業所の増加が顕著であり、今後は事業所の質の向上が課題としてあげられます。今後もニーズの把握を行い、サービスの確保に努めます。	
施策名	地域活動支援センターの啓発・広報及び利用促進	福祉課
内容	菊陽町障がい福祉ガイドブックにも掲載し、ホームページにも掲載の上、周知啓発に努めています。 障害者手帳の交付時等にも、必要に応じて情報提供を行っており、今後も継続していきます。	
施策名	工賃向上の推進及び官公需における受注機会の拡大(新規)	福祉課
内容	障害者優先調達推進法第9条の規定に基づき毎年制定する「障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針」に則り、可能な限り町内の障がい者支援施設等から物品や役務を調達し、本町の障がい者就労施設等での福祉的就労における工賃向上に向けた支援を行うとともに、障がい者就労施設がつくる物品の販売を支援します。	

5 生活支援の充実

【現状と課題】

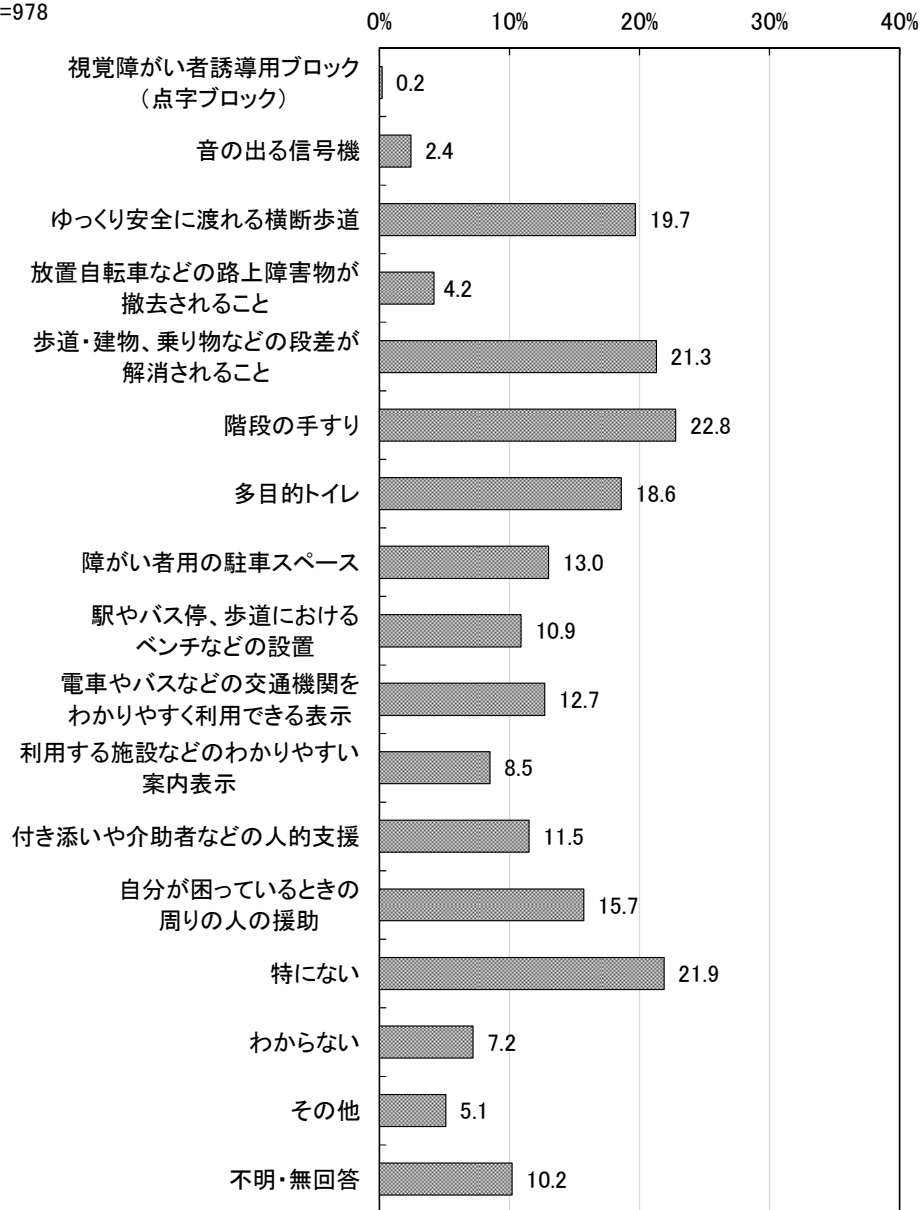
<悩みや困ったことを相談する相手について>

<複数回答>
N=978

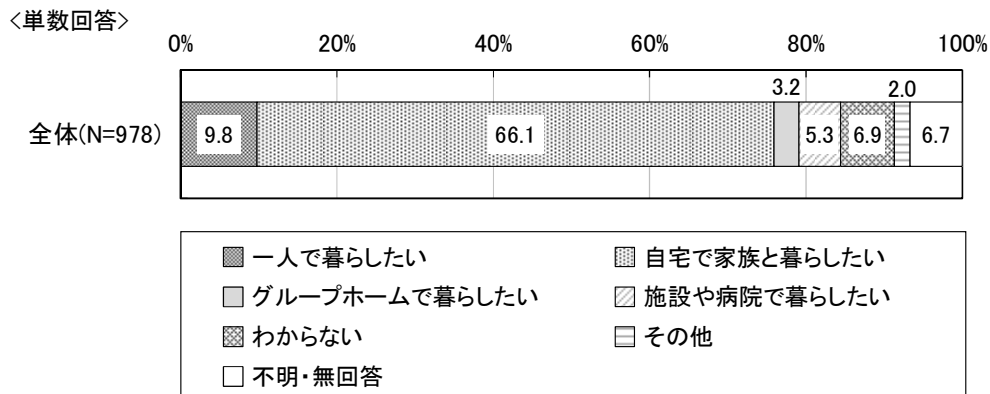


<外出時に充実してほしいことについて>

<複数回答>
N=978



＜ご本人は今後、どのように暮らしたいかについて＞



アンケートの結果をみると、悩みを相談する相手として家族・親戚が一番多くなっています。本人や家族だけでは対応できない問題も多いと考えられることから、町でも保健師や相談支援専門員、巡回支援専門員の配置などで、相談に対応していく体制づくりに努めています。今後は、障がいのある人の高齢化も予測され、外出の際のハード面の充実も必要になると考えられることから、町全体で取り組んでいきます。また、自宅で家族と暮らしたい意向も高いため、住まいなどを含めた整備を行うとともに、生活を支えていく仕組みづくりを推進していきます。

【取組】

(1) 障害福祉サービスの充実

施策名	日中活動系サービスの充実	福祉課
内容	サービス提供事業所が増加する中、必要な事業費を確保するとともに、相談支援事業所と連携しながら、質の高いサービスとなるよう努めています。就労継続支援A型事業所は増加していますが、生活介護事業所や医療的なケアが必要な重症心身障がい者に対応した生活介護、就労継続支援B型事業所が不足している状況です。就労継続支援A型事業所は質の向上を図り、不足するサービスについては、誘致するための検討を行います。	

施策名	地域生活支援事業の周知・啓発及び充実	福祉課
内容	町ホームページに必要な情報を掲載すると同時に、町独自の「障がい福祉ガイドブック」を作成し、周知・啓発に努めています。また、国の必須事業とは別に、巡回支援専門員整備事業等の任意事業も積極的に展開し、ニーズに応えられるよう努めています。日中一時支援事業については、放課後等デイサービス事業所の増加に比例して、ニーズが減っていますが、療育と日中一時支援事業の区別がついていない状況もみられます。レスパイト施設が不足している意見もあり、新規参入しやすい報酬体系の見直しを行う等の検討を行っていきます。	

施策名	身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員並びに相談支援事業所との連携	福祉課
内容	具体的な連携のための施策はまだ実施できていないため、今後検討の上実施していきます。	

施策名	菊池圏域地域自立支援協議会との連携	福祉課
内容	現在行っている菊池圏域地域自立支援協議会との連携をさらに深め、相談支援体制の充実を図っていきます。自立支援協議会に相談支援部会があり、相談支援事業所同士の連携は図られているので、今後は、処遇困難ケース等に的確に対応できるよう、自立支援協議会全体で取り組める仕組みづくりの構築に努めます。	

施策名	地域生活の移行に伴うサービスの供給体制づくり	福祉課
内容	現在、菊池圏域地域自立支援協議会で供給体制づくりについて検討しています。地域移行支援、地域定着支援の利用が全くない状況です。例えば、医療機関から退院する際、役場や相談支援事業所等に退院直前にしか医療機関からの連絡がなかったり、地域や不動産業者等から理解が得られなかったりするなど、制度の理解啓発が進んでいない面があり、このままでは新たに創設される自立生活援助事業も利用に結び付きにくいと考えられます。 今後も、自立支援協議会の相談支援部会に精神科病院のケースワーカーに参画してもらい、行政、医療、相談支援事業所との連携の在り方を検討し、サービス提供体制及び見守り体制づくりにつなげていきます。	

施策名	専門職の確保	福祉課
内容	地域活動支援センター機能強化事業により、相談支援事業所・地域活動支援センターに看護師や精神保健福祉士を複数名配置し、専門職の確保に努めています。 また、福祉課には保健師に加え、巡回支援専門員整備事業の実施により臨床心理士及び精神保健福祉士を配置しており、今後も専門職による活動の推進を図ります。	

施策名	介護保険事業との連携強化	福祉課 介護保険課
内容	介護保険制度の見直しにより、新たな課題として「地域共生社会の実現の推進」が追加されています。今後は、共生型サービスの推進（高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくする制度）や相談支援専門員とケアマネジャーの連携が求められています。「地域共生社会の実現の推進」のため、関係機関等とより一層の連携に努めます。	

施策名	障がい者やその家族のニーズの把握	福祉課
内容	本計画の策定に当たり、ニーズ調査を実施しました。加えて、知的・身体・精神・障がい児（の親）を対象にグループインタビューを実施し、町内事業所に事業所調査を行って、ニーズの把握を行っています。グループインタビューについては、定期的な開催を希望する声も上がったため、実施に向けて検討します。	

施策名	障害福祉サービス事業所間の連携の促進（新規）	福祉課
内容	障害福祉サービス事業者が、情報を交換し共有できる機会を設けます。また、学習会、研修会等の実施を行います。	

施策名	地域包括支援センターとの連携強化	福祉課
内容	「共生の仕組みづくり」のため、地域包括支援センターに所属する社会福祉士等の専門職と連携を図りながら、地域とのネットワークの構築を推進します。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が成果目標として掲げられているため、さらなる連携の在り方、システムづくりに努めます。	

（２）居住環境等の整備・改善

施策名	ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備の推進	都市計画課
内容	ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を行う民間事業者等に対して、補助制度を設けています。今後も引き続き制度の周知を行い、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を推進します。	

施策名	障がい者専用の駐車場の整備・確保等	都市計画課
内容	障がいのある人が利用しやすいよう、町内の公園にある駐車場やトイレの整備に取り組んでいます。今後も、引き続き障がい者専用の駐車場などの整備・確保を推進します。	

施策名	老朽化した町営住宅の計画的な整備	建設課
内容	町営住宅長寿命化計画に基づく維持管理と、熊本地震の被害による復旧作業を並行して進めています。今後は、町営住宅の改修・修繕を計画的に推進します。	

施策名	町営住宅におけるユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進	建設課
内容	平成 24 年度から 28 年度に建替えを行った光団地と古閑原団地については、2 戸のバリアフリー化、4 戸のユニバーサルデザイン化を実施しました。平成 29 年度に建替える 8 戸についても、全戸ユニバーサルデザイン化を図っています。既存の町営住宅は入居者の退居が少なく、高齢化が進んでいるので、今後改修等を実施する場合には、障がいのある人や高齢者に対して、生活しやすい環境の整備を推進します。	
施策名	グループホーム、ケアホーム、福祉ホームの充実	福祉課
内容	地域生活支援事業による福祉ホーム事業を展開し、利用の充実を図っています。グループホームについては利用ニーズを的確に把握し、必要な提供体制を構築します。	
施策名	障害者住宅改造助成事業の周知及び利用促進	福祉課
内容	熊本県が実施する障害者住宅改造助成事業を活用し、事業の実施に必要な予算を確保するとともに、町独自の「障がい福祉ガイドブック」を活用の上、制度の周知を図っていきます。	

(3) 各種制度の活用

施策名	日常生活用具の利用促進	福祉課
内容	町ホームページに必要な情報を掲載し、啓発に取り組みます。また、町独自で作成している「障がい福祉ガイドブック」の内容をホームページにも掲載して、周知啓発に取り組んでいます。なお、手帳の新規取得者等に対しては、該当しそうな用具等を周知説明しています。今後も、継続して実施します。	

施策名	自立支援医療制度の周知及び利用促進	福祉課
内容	自立支援医療に関して、町ホームページに必要な情報を掲載し、啓発に取り組みます。また、町独自で作成している「障がい福祉ガイドブック」の内容をホームページにも掲載しています。今後も、周知啓発に取り組んでいきます。	

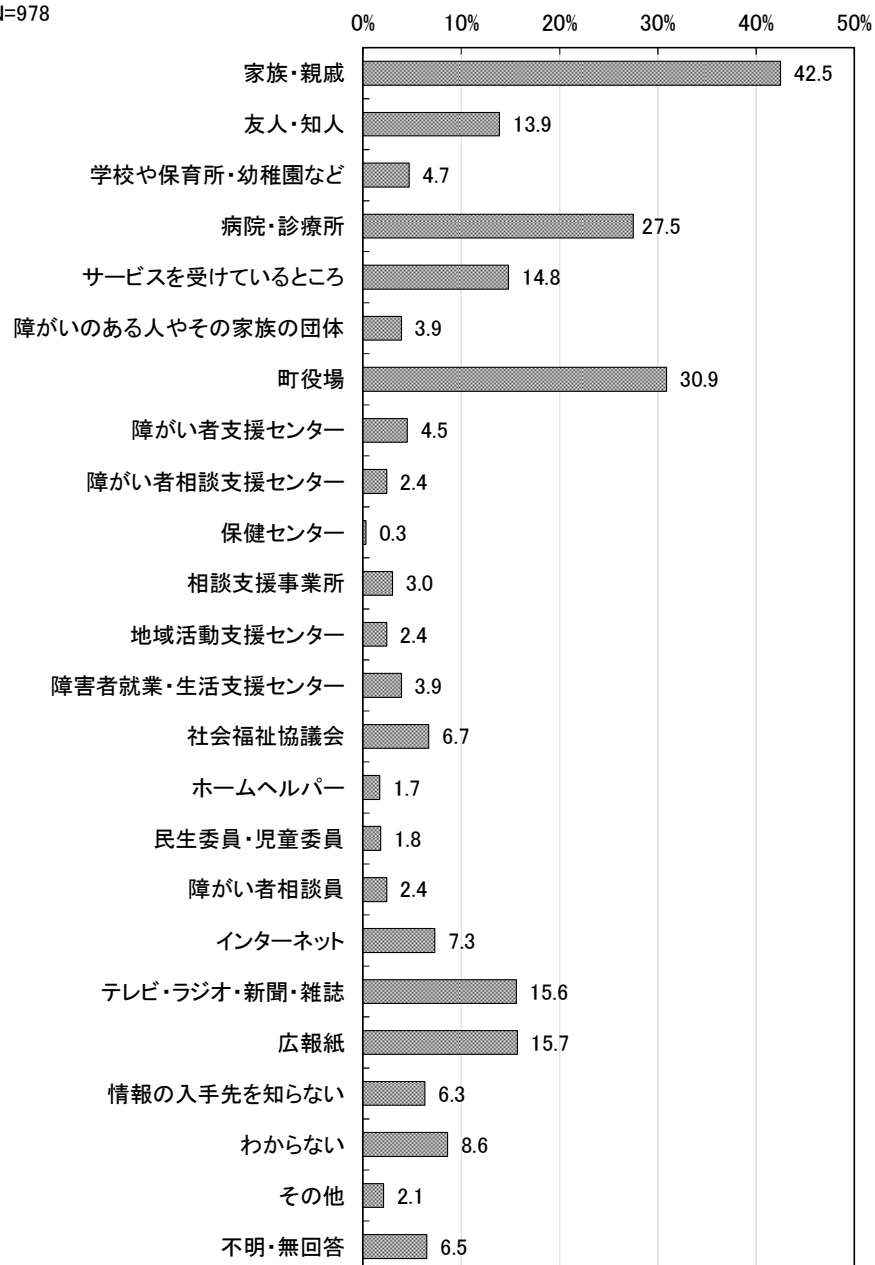
施策名	重度心身障害者医療費助成事業の周知及び利用促進	福祉課
内容	町ホームページに必要な情報を掲載し、啓発に取り組みます。また、町独自で作成している「障がい福祉ガイドブック」の内容をホームページにも掲載して、周知啓発に取り組んでいきます。今後も、継続して実施します。	

6 社会参加と自立の促進

【現状と課題】

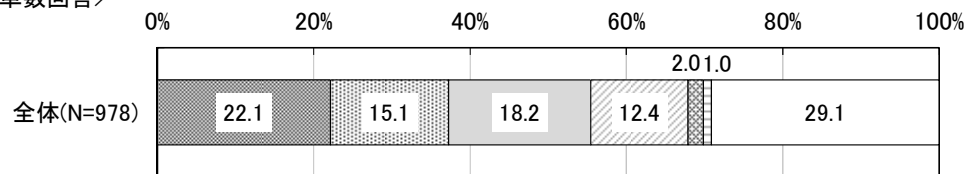
＜福祉に関するサービスなどについての情報をどこから入手するかについて＞

＜複数回答＞
N=978



<近所の人とどれくらいのおつきあいをしているかについて>

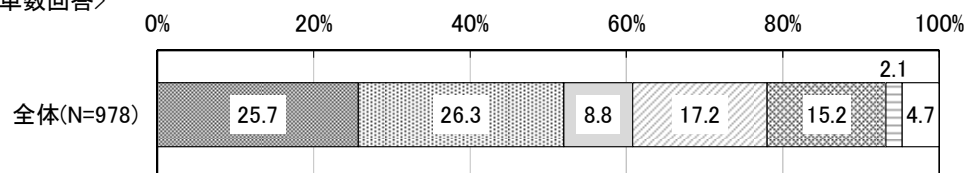
<単数回答>



- 親しくおつきあいしているお宅がある
- たまに立ち話をする程度
- 会えばあいさつするが、それ以上の話はしない
- つきあいがほとんどない
- わからない
- その他
- 不明・無回答

<地域の人に支えられている実感について>

<単数回答>



- 支えられていると思う
- どちらかといえば支えられていると思う
- どちらかといえば支えられていると思わない
- 支えられているとは思わない
- わからない
- その他
- 不明・無回答

各種情報の入手について、家族・親戚に次いで町役場が情報の取得先として高くなっています。今後も、障がいのある人やその家族に対して、必要な情報の提供が行えるよう、既存の周知・啓発方法を継続しながら様々な情報の発信に努めます。地域での関わりにおいては、近所づきあいがほとんどない人も見受けられることから、地域での見守りの充実を図ることにより、地域で支えられている実感が高められるよう支援します。

【取組】

(1) 情報・意思疎通に関する支援の充実

施策名	町ホームページ等のバリアフリー化に向けた取組の検討	総合政策課
内容	アクセシビリティガイドラインや、アクセシビリティチェッカーによりホームページを作成しており、音声ブラウザに対応できるようにしています。また、文字サイズ、背景色の変更も可能となっています。今後も、ウェブアクセシビリティの維持、向上に向けた取組を継続して実施します。	
施策名	相談窓口における情報提供体制の充実	福祉課
内容	自立支援協議会の専門部会（生活支援部会、子ども部会）で障害福祉サービス事業所一覧・利用の手引きの冊子、障害児通所支援事業所一覧を作成し、情報提供体制を整えています。また、町独自で作成している「障がい福祉ガイドブック」を手帳交付時等の窓口相談業務の際に活用しており、今後も情報提供の推進を図ります。	
施策名	意思疎通支援事業の利用促進	福祉課
内容	町独自で作成している「障がい福祉ガイドブック」を必要に応じて配布するとともに、ホームページにもガイドブックを掲載し周知に努めます。また、重度障害者コミュニケーション支援事業により、意思疎通が困難な障がいのある人への対応も可能となっており、今後も継続して取り組みます。	
施策名	障がい者施策に係る制度の広報体制の充実	福祉課
内容	町ホームページに必要な情報を掲載し、啓発に取り組みます。また、町独自で作成している「障がい福祉ガイドブック」の内容をホームページにも掲載して、周知啓発を推進します。	
施策名	各種障がい福祉制度等の広報・周知	福祉課
内容	各種年金制度、医療費助成制度、障がい者割引制度、補助融資制度に関しては、広報きくように必要な情報の掲載や、熊本県が発行する障がい福祉のしおりを活用の上、情報提供に努めます。また、町ホームページや、町独自で作成している「障がい福祉ガイドブック」の内容のホームページへの掲載などで、周知啓発を推進します。	

(2) 社会参加の促進

施策名	地域住民との交流の促進	福祉課
内容	菊陽町社会福祉協議会が実施している武蔵ヶ丘ショッピングセンター事業を通して、障がいのある人と地域住民との交流が図られています。今後も、地域との交流を推進していきます。	
施策名	ボランティアの養成・確保	福祉課
内容	菊陽町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成・確保に努めています。今後も、養成を継続して行います。	
施策名	ボランティア意識の啓発	福祉課
内容	菊陽町社会福祉協議会において福祉体験を実施しています。今後は、ボランティアセンターとも連携を図りながら、ボランティア意識のさらなる啓発に努めていきます。	
施策名	社会福祉協議会との連携と支援強化	福祉課
内容	菊陽町社会福祉協議会にボランティアセンターを設置しており、町からは補助金の交付を行っています。今後も、ボランティア活動に対しての支援を行います。	
施策名	キャロットサービスの活動支援	福祉課
内容	菊陽町社会福祉協議会と連携し、乳幼児のお世話や子守り、保育施設までの送迎や預かり、家事援助などを実施する会員互助の福祉提供サービスとしてのキャロットサービスの活動支援を行うとともに、必要な財源の確保に努めます。	
施策名	小・中学生のボランティア意識の高揚	学務課 福祉課
内容	教育委員会と連携し、ボランティア意識の高揚に努めています。今後も小・中学生に対して、福祉に関する啓発を継続して行っています。	
施策名	コーディネーターの育成	福祉課
内容	ボランティア活動のリーダーとして多くのボランティアの引率、指導ができるコーディネーターを養成します。	

(3) 文化芸術活動・スポーツの振興

施策名	誰もが参加できるスポーツ、文化芸術活動の振興	福祉課
内容	主催者と連携し、後援等の支援を行っており、今後も継続して実施します。	

施策名	障がい者の利用に配慮したスポーツ、文化施設の整備	福祉課
内容	老朽化等に伴う増改築の際は、バリアフリーに対応した施設整備を行っていきます。	

施策名	各種大会の運営支援や成績優秀者に対する支援の充実	福祉課
内容	後援等による支援を行い、必要に応じて職員を派遣し、運営支援を行っています。また、全国大会等に出場する成績優秀者に対しては補助金を交付し、出場のための支援を行っていきます。	

施策名	各種イベントや地域活動、ボランティア活動等の参加促進	福祉課
内容	菊陽町社会福祉協議会と連携し、参加促進に取り組んでいます。	

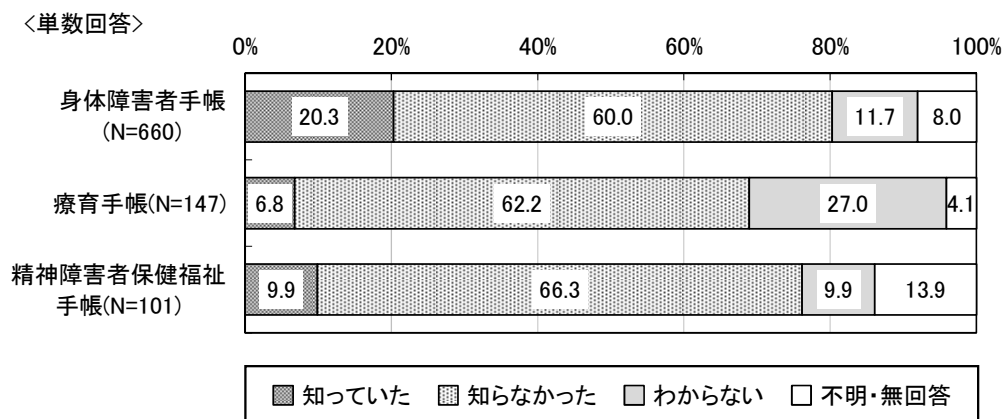
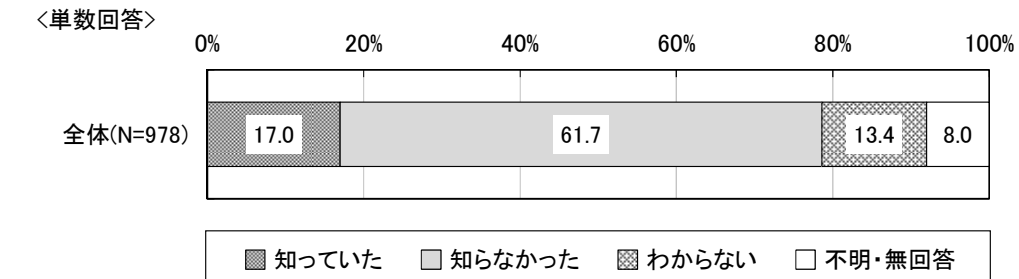
施策名	各種イベントの企画・立案における障がい者やその家族の意見の反映	福祉課
内容	夏祭りや福祉まつりの際に、障がいのある人やその家族がコンサートに参加したい等の意見や要望があり、主催者に対応を依頼して参加に結び付けています。今後も、意見を反映することができるよう努めていきます。	

施策名	指導者の育成や活用（新規）	福祉課
内容	スポーツ活動への障がいのある人の参加を支援するためのボランティアや指導者の育成に努めるとともに、関係機関と連携の上、障がいのある人や障がい者団体がスポーツ教室やスポーツ大会などを開催する場合においてスポーツ指導者を必要とする際、派遣できるよう環境の整備に努めます。	

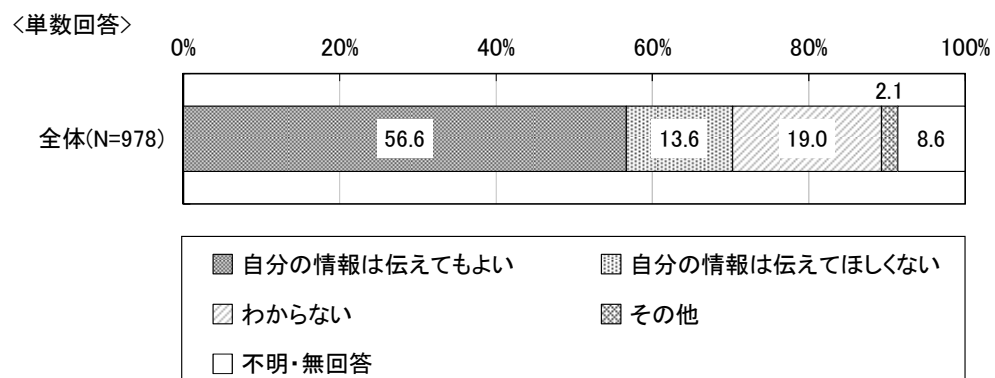
7 安心・安全なまちづくりの推進

【現状と課題】

＜福祉避難所を知っていたかについて＞



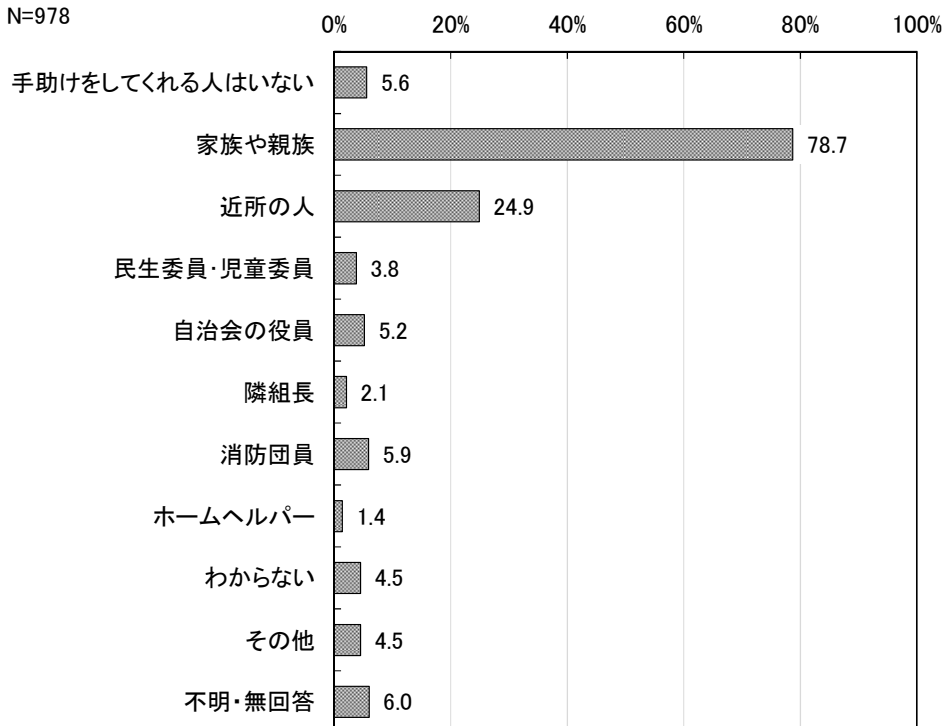
＜障がいに関する情報を、ご本人が了承する範囲で自治会などに伝えてもよいかについて＞



＜災害のため避難が必要になったとき手助けをしてくれる人について＞

＜複数回答＞

N=978



災害時に円滑な避難体制を整えることは、障がいのある人やその家族にとって重要です。福祉避難所について知らなかった人が全体で 6 割を上回り、手帳別にみても大きな差も見られなかったことから、今後の周知啓発を含めた情報発信が重要となってきます。地域の自治会などを含め、顔の見える関係づくりが必要です。

(1) 防災対策の推進

施策名	災害時要援護者の把握	福祉課
内容	民生委員・児童委員や菊陽町社会福祉協議会と連携しながら、災害時要援護者の把握に努め、支援策について協議しています。迅速な避難につなげられるよう、支援していきます。	

施策名	学校施設のバリアフリー化の推進	学務課
内容	学校施設の耐震化及び老朽化した校舎の大規模改修を実施し、それとあわせて計画的にバリアフリー化を行っています。今後も、計画的に実施します。	

(2) 防犯対策の強化

施策名	地域見守り支援事業との連携強化	総務課
内容	通学路を中心として、防犯灯の設置に取り組んでいます。また、自治会が設置する地区防犯灯の整備に必要な費用について補助します。 スクールパトロール事業として、通学路を中心に都市公園などの巡回（下校時間等に合わせて）を継続していきます。また、子どもたちの下校時間に合わせて、防災無線により地域による見守りを願うするための放送の実施を継続して行っています。	

施策名	防犯パトロールの強化	総務課
内容	スクールパトロール事業として、通学路を中心に都市公園などを巡回しています。また、職員による夜間防犯パトロールの実施を継続します。	

施策名	消費生活相談窓口における相談体制の強化	総合政策課
内容	消費生活相談窓口で相談業務を実施しています。今後も、体制の継続を図ります。	

(3) 移動・交通対策の推進

施策名	通勤・通学等に係る移動手段の確保のための検討（新規）	
内容	障がいのある人が、健康で生きがいを持って生活していくためには、外出の機会を増やすことが重要です。障がいのある人が、行きたいところへスムーズに行ける公共交通機関、道路等の整備に取り組む必要があります。 交通機関に関しては、キャロッピー号を活用して通勤等を行っている障がいのある人もいることから、ニーズを把握し、関係課との協議を行っていきます。 通学に関しては、町外の特別支援学校に通うに当たり、スクールバスに乗れず、また、親の仕事の都合上、送り迎えが困難な家庭に対し、移動支援事業の活用により一部支援を行っていますが、ニーズは増加傾向であり、現在の制度では対応が困難な状況にあります。 通学に限らず、通勤や就職活動に際しても、公共交通機関の利用が困難な場合、移動手段の問題があり、社会参加の障壁となっているのも事実です。 今後は、これらの問題を解決するためにニーズの把握に努め、あらゆる機関との協議を行い、移動手段の確保のための検討を行っていきます。	福祉課

V 第5期菊陽町障がい福祉計画・第1期菊陽町障がい児福祉計画

1 第5期障がい福祉計画における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

国の 基本指針	●地域移行者数：平成28年度末施設入所者の<u>9%以上</u> ●施設入所者数：平成28年度末の<u>2%以上削減</u>
------------	---

指標	平成28年度 施設入所者数	平成32年度 (2020) 目標値
施設入所者の地域生活への移行者数(人)	27	3
施設入所者数(人)		26

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の 基本指針	●保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域・各市町村)を設置
------------	----------------------------------

指標	目標設定の考え方	平成28年度 実績値	平成32年度 (2020) 目標値
協議の場の設置(有・無)	複数市町による共同設置	無	有

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の 基本指針	●各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備
------------	-----------------------

指標	目標設定の考え方	平成28年度 実績値	平成32年度 (2020) 目標値
地域生活支援拠点等か所数(か所)	複数市町による共同設置	0	1

※地域生活支援拠点とは・・・

障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもの。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の 基本指針	●一般就労への移行者数：平成28年度の<u>1.5倍</u> ●就労移行支援事業利用者：平成28年度の<u>2割増</u> ●就労定着支援1年後の就労定着率：<u>80%以上</u>
------------	---

指標	平成28年度 実績値	平成32年度 (2020) 目標値
福祉施設から一般就労への移行者数(人)	2	3
就労移行支援事業の利用者数(人)	10	12
就労定着支援事業利用者の職場定着率(%)		2 (平成31年度)

2 障害福祉サービスの充実

(1) 訪問系サービス

① サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を対象に、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護や調理、洗濯、買い物等の家事など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的障がい、又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常時介護を要する者を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスを提供します。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助などを行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護などを行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する者のうち、四肢麻痺などのために介護の必要性が特に高いと認められた者に対して、居宅介護や生活介護、行動援護、共同生活援助などのサービスを包括的に提供します。

② 第5期障がい福祉計画におけるサービス見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
居宅介護等	時間	1,449	1,346	1,510	1,566	1,615	1,665
	人	43	46	50	57	62	67
(居宅介護)	時間	387	414	416	432	449	466
	人	37	39	43	47	51	55
(重度訪問介護)	時間	1,028	893	1,051	1,075	1,100	1,126
	人	2	3	2	3	3	3
(同行援護)	時間	34	39	43	49	56	63
	人	4	4	5	6	7	8
(行動援護)	時間	0	0	0	10	10	10
	人	0	0	0	1	1	1
(重度障害者等包括支援)	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

③ 見込量確保の方策及び今後の方向性

訪問系サービスは、地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、障がいのある人のニーズに応じたサービスの提供が求められます。今後も、居宅介護と同行援護のサービス利用者数は増加していくと見込んでおり、サービス量の確保を図っていきます。

障がいのある人が地域で安心して暮らすために、障がい種別に関わりなく障がい特性に応じた対応ができるよう、ホームヘルパーの養成や資質の向上とともにサービス提供体制の整備を進めます。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を要する障がいのある人に対して、主として昼間に障がい者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護などのほか、相談や助言など日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供など身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練(機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者または難病等対象者に、施設や居宅において、理学療法、作業療法など必要なリハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者で、一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など必要な支援を行います。
就労継続支援(A型)	一般就労が困難な65歳未満の障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や、能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。(原則雇用契約あり)
就労継続支援(B型)	一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかったりした障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。(雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアや、常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に、病院などの施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気や家族の休養などのため、障がい者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。なお、福祉型とは障がい者支援施設等におけるものであり、医療型とは病院、診療所、介護老人保健施設におけるものです。

② 第5期障がい福祉計画におけるサービス見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
生活介護	人日	1,113	1,170	1,290	1,390	1,497	1,613
	人	55	58	63	68	73	79
自立訓練 (機能訓練)	人日	2	5	6	12	23	23
	人	1	1	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日	90	47	71	73	75	77
	人	7	4	6	7	8	9
就労移行支援	人日	142	166	210	210	215	220
	人	9	10	13	12	12	12
就労継続支援 (A型)	人日	1,063	1,238	1,242	1,537	1,674	1,831
	人	54	63	63	78	85	93
就労継続支援 (B型)	人日	594	641	749	882	1,015	1,164
	人	35	40	45	53	61	70
就労定着支援★	人				2	2	3
療養介護	人	14	13	12	12	12	12
短期入所(医療型)	人日	7	8	7	8	9	10
	人	2	2	2	2	2	2
短期入所(福祉型)	人日	33	33	53	70	92	120
	人	7	7	9	11	13	15

★…第5期からの新規

③ 見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人の自己決定権を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進する観点から、サービス利用者の動向やサービス内容などに関する情報提供を行います。

生活介護サービスについては、従来より多くのニーズがあったことに加え、今後も高齢者等の移行先としての利用増も見込まれるため、受け皿の確保に取り組んでいきます。

就労系サービスについても、平成30年度より開始される就労定着支援をはじめとして、障がいのある人の社会参加を支援するサービスを充実させるために、就労支援サービス提供事業所の確保を進めていきます。短期入所(ショートステイ)はニーズがあり、今後も利用の増加が見込まれます。受入体制の充実に向けて、事業者間の連携を図る中で、受入枠の拡充に努めます。

これらのサービスの確保のため、本町内だけではなく菊池圏域において必要な施策を検討するとともに、国や県に対しても支援体制の充実などを求めていきます。

(3) 居住系サービス

① サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行います。

② 第5期障がい福祉計画におけるサービス見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
自立生活援助★	人				1	1	2
共同生活援助	人	24	28	29	32	36	40
施設入所支援	人	25	24	28	28	27	26

★…第5期からの新規

③ 見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人の親の高齢化等により、知的障がいのある人や精神障がいのある人の将来的なグループホーム利用意向は高くなる傾向があります。

今後、個別支援が必要な重度障がいのある人などに対応できるグループホームの整備について圏域でも課題の共有を行い、整備の検討を進めます。

施設入所支援については、利用者の状況に応じた施設入所が行われるよう、利用者の把握に努めるとともに、地域生活への移行を促進する取組を進めます。

平成30年度より新規に設置されるサービスである自立生活援助については、地域において単身で暮らしたいという利用者のニーズに対応するためにも、まずはサービスを提供する事業者の確保に努めていきます。

(4) 相談支援

① サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのある人に対して、定期的な面接や退所・退院に向けた支援を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしの障がいのある人に対し、地域生活移行後の相談支援や緊急時の対応を行います。

② 第5期障がい福祉計画におけるサービス見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
計画相談支援	人	46	46	56	63	70	78
地域移行支援	人	0	0	0	4	4	4
地域定着支援	人	0	0	0	4	4	4

③ 見込量確保の方策及び今後の方向性

一人ひとりの心身の状況や生活環境等を勘案して、最適なサービスを提供するために計画相談支援等を実施します。サービス等利用計画はサービス受給者すべてに作成されることから、計画作成を含めた相談支援を行う人材を確保するとともに、菊池圏域地域自立支援協議会と連携して研修を実施します。

精神科病院等から地域生活に移行する際の住居確保や手続の同行などを行う「地域移行支援」と、ひとり暮らしの障がいのある人に対する地域生活移行後の相談体制の確保や緊急時の連絡などを行う「地域定着支援」を活用できるよう方策の検討を進めるとともに広報・周知に努めます。

3 地域生活支援事業の充実

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

I. 事業の内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人などへの理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図ります。

II. 第5期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいに関する理解を深めるための教室や、少しでも多くの地域住民が関心を持って交流できるような内容となるイベントの開催を検討します。事業所訪問や広報活動などを通して、合理的配慮に関しての啓発も推進します。

② 自発的活動支援事業

I. 事業の内容

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人などが、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援し、障がいのある人だけではなく、そのご家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

II. 第5期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

ボランティア活動支援などを通して、障がいのある人の生活を支えるとともに、見守り活動や社会復帰支援を行うことで、地域住民による自発的な取組を積極的に推進していきます。

③ 相談支援事業

I. 事業の内容

事業名	内容
相談支援事業	障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した生活を送れるようにすることを目的に実施します。事業は、本町を含めた菊池圏域の4市町で行います。

II. 第5期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人の立場にたった相談支援を充実するため、支援者の資質の向上に努めます。各種相談機関の有する情報やノウハウの共有化を図り、障がいのある人の地域生活を支援する観点から、地域包括支援センターや発達障害者支援センター等との連携を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

I. 事業の内容

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成などの利用促進策等により、障がいのある人の権利擁護を図ります。

II. 第5期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	1	1	1	1

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人の権利を守り、地域で安心して生活できるように、制度の利用が必要と思われる人には積極的に利用を促進していきます。地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）との連携も図りつつ、成年後見制度の周知及び利用の支援を行います。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

I. 事業の内容

事業名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

II. 第5期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
成年後見制度法人後見支援事業	有無	0	0	0	0	0	1

Ⅲ. 見込量確保の方策及び今後の方向性

本計画の計画期間内において、菊池圏域で事業の実施について検討するとともに、連携中枢都市圏構想の中で事業の共同実施について検討していきます。

⑥ 意思疎通支援事業・⑦ 手話奉仕員養成研修事業

I. 事業の内容

事業名	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等のコミュニケーションを保障する上で必要となる手話通訳者等を確保するために、聴覚障がい、聴覚障がい者の生活および関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話技術の習得を目指します。

Ⅱ. 第5期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
意思疎通支援事業	人	10	14	12	13	13	13
手話奉仕員養成研修事業	人	2	1	2	1	1	1

Ⅲ. 見込量確保の方策及び今後の方向性

手話奉仕員養成においては、菊池圏域2市2町で、熊本県ろう者福祉協会に養成研修事業を委託の上実施しています。平成28年度は、菊陽町からは1名が受講し、1名が修了証を取得しています。

⑧ 日常生活用具給付等事業

I. 事業の内容

事業名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、そのほかの障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障がいのある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具および衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

II. 第5期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
介護・訓練支援用具	件	0	2	3	3	4	5
自立生活支援用具	件	8	5	5	5	6	7
在宅療養等支援用具	件	7	2	7	5	6	7
情報・意思疎通支援用具	件	9	4	3	3	4	5
排泄管理支援用具	件	260	513	534	540	550	560
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	1	1	1	1

Ⅲ. 見込量確保の方策及び今後の方向性

耐用年数経過での支給も含んでいるため、一概に見込みが年々増加するとは言えないものの、障がい者の高齢化が進む中で、必要な人にサービスの提供ができるよう支援を行っていきます。

⑨ 移動支援事業

I. 事業の内容

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等の、外出のための移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。

Ⅱ. 第5期障がい福祉計画における見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
移動支援事業	時間	63	75	71	80	85	90
	人	5	6	7	8	9	10

Ⅲ. 見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、また、利用人数、利用量ともに増加することが見込まれることから、障がいのある人一人ひとりの障がい特性やニーズに対応できる移動手段の確保に努めます。障がい児の送り支援に係るニーズも増加傾向にあるため、特性に合わせた支援方法と手段の確保策について検討を進めます。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業（I型）

I. 事業の内容

事業名	内容
地域活動支援センター機能強化事業（I型）	地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。創作的活動や生産活動機会の提供を基礎的事業として、I型の事業形態を実施していきます。

II. 第5期障がい福祉計画における見込量

※月当たりの延べ人数

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
地域活動支援センター (I型)	か所	1	1	1	1	1	1
	人	182	182	190	190	190	190

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

地域活動支援センター I 型については、機能強化事業として本町を含めた菊池圏域の4市町で行い、引き続き同事業を実施していきます。地域活動支援センターのか所数には変更がありません。

(2) 任意事業

① 福祉ホームの運営

I. 事業の内容

事業名	内容
福祉ホームの運営	福祉ホームは、住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供する施設です。本町には、菊陽ハイツという福祉ホームが、菊陽病院の敷地内に1か所あります。

II. 第5期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
福祉ホーム	か所	1	1	1	1	1	1

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

今後も経済的に困難な状況が発生する人は一定数以上見込まれることから、必要な人に対して情報提供を行い、利用につなげていきます。

② 訪問入浴サービス事業

I. 事業の内容

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がい者等の身体の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

II. 第5期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
訪問入浴サービス	人	3	4	4	4	4	4

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

自身では入浴を行うことが困難な人に対して、移動入浴車により浴槽を提供の上、入浴の介護を行います。今後も一定数の利用を見込んでいきます。

③ 日中一時支援事業

I. 事業の内容

事業名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、事業を実施していきます。

II. 第5期障がい福祉計画における見込量

※実利用者数

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
日中一時支援事業	人	65	69	72	75	75	75

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人や障がいのある児童の家族等からのニーズも高いですが、近年は放課後等デイサービスの事業所増にともない、利用実績の減少が見られます。しかし、今後も利用者は一定数を見込んでいるため、事業者の確保を進めていきます。放課後等デイサービスとの調整を図りつつ、日中の活動の場の充実を図ります。

④ 巡回支援専門員整備

I. 事業の内容

事業名	内容
巡回支援専門員整備	巡回支援専門員(臨床心理士や精神保健福祉士)により保育所等への巡回支援を行い、発達障がいの早期発見及び早期支援を行うための体制整備を図るとともに、障がい児に対する総合的な相談支援を実施します。

II. 第5期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
巡回支援専門員	人	1	2	2	2	2	2

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

保育所等への巡回支援を実施するとともに、障がい児に関する総合的な相談を受ける窓口としての機能のさらなる充実を図ります。また、障がい児の支援に関する関係機関との連携や、調整及びネットワークの構築を推進し、個別支援及び施設支援双方の充実を図っていきます。

⑤ 障害支援区分認定等事務

I. 事業の内容

事業名	内容
障害支援区分認定等事務	障害支援区分認定等の事務を円滑かつ適切に実施することで、障害福祉サービスの円滑な利用を図るため、次の事業を実施します。 ・障害支援区分の認定に係る審査会での審査及び判定に当たって、医師に意見書を作成させる。 ・障害支援区分の認定に係る調査を実施する認定調査員を雇用する。

II. 第5期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
障害支援区分認定	件	55	40	55	55	45	60
認定調査員	人	1	1	1	2	2	2

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

障害支援区分における認定調査や医師の意見書作成、判定のための審査会の運営を行うことで、障がいのある人のサービス利用につなげていきます。今後も適切な判定が行えるよう努めます。

⑥ 自動車運転免許取得・改造助成

I. 事業の内容

事業名	内容
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。また、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

II. 第5期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
自動車運転免許取得	人	0	0	0	1	1	1
自動車改造助成	件	2	0	3	2	2	2

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人が自身で運転して移動ができるように、免許取得・車両改造に関する助成を行います。移動ができることにより、生活の質の向上につながると考えられることから、今後も充実を図ります。

4 第1期障がい児福祉計画における成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置

国の 基本指針	●各市町村に少なくとも1か所以上設置
------------	--------------------

指標	目標設定の考え方	平成28年度 設置数	平成32年度 (2020) 目標値
児童発達支援センターの 設置	圏域に1か所以上設置	圏域に2か所	圏域に2か所

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の 基本指針	●すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
------------	----------------------------------

指標	目標設定の考え方	平成28年度 構築	平成32年度 (2020) 目標値
保育所等訪問支援を利用 できる体制の構築	圏域に1か所以上設置	圏域に2か所	圏域に2か所

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保

国の 基本指針	●各市町村に少なくとも1か所以上確保
------------	--------------------

指標	目標設定の考え方	平成28年度 設置数	平成32年度 (2020) 目標値
重症心身障害児対応の児 童発達支援事業所の設置	本町に1か所設置 (圏域には3か所設置済み)	0	1
重症心身障害児対応の放 課後デイ事業所の設置	本町に1か所設置 (圏域には4か所設置済み)	0	1

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

障がい児
福祉計画

国の 基本指針	●各都道府県、各圏域及び各市町村において、連携を図るための協議の場を設ける
------------	---------------------------------------

指標	目標設定の考え方	H30(2018) 目標値	H32(2020) 目標値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	自立支援協議会の組織を活用して菊池圏域に1か所	圏域に1か所	圏域に1か所

5 障がいのある児童を対象としたサービスの充実

(1) 児童発達支援

① サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

② 第1期障がい児福祉計画におけるサービス見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
児童発達支援	人日	300	307	436	577	647	717
	人	53	55	62	82	92	102
医療型児童発達支援	人日	0	3	1	1	1	1
	人	0	2	1	1	1	1
居宅訪問型児童 発達支援	人日				2	2	2
	人				1	1	1

③ 見込量確保の方策及び今後の方向性

児童発達支援は利用増加が見込まれるため、利用者の増加に対応できるよう、事業所の確保に努めるとともに、発達支援に関する機関との連携や庁内体制の充実に努めます。

(2) 放課後等デイサービス

障がい児
福祉計画

① サービスの内容

サービス名	内容
放課後等デイサービス	通学中の障がいのある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童・生徒の放課後等の居場所を提供します。

② 第1期障がい児福祉計画におけるサービス見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
放課後等 デイサービス	人日	638	737	1,022	1,299	1,651	2,099
	人	95	101	123	141	161	184

③ 見込量確保の方策及び今後の方向性

放課後等デイサービスは利用ニーズが高く、利用実績も増加傾向にあります。今後、利用者の増加に対応できるよう、事業所の確保に努めるとともに、発達支援に関する機関との連携や庁内体制の充実に努めます。

(3) 保育所等訪問支援

障がい児
福祉計画

① サービスの内容

サービス名	内容
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童、又は今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

② 第1期障がい児福祉計画におけるサービス見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
保育所等訪問支援	人日	2	2	2	2	2	2
	人	2	2	2	2	2	2

③見込量確保の方策及び今後の方向性

庁内体制の整備や関係機関と連携し、障がいの早期発見・早期対応につなげられるよう、実施の検討を行います。

(4) 障害児相談支援

障がい児
福祉計画

① サービスの内容

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障がいのある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

② 第1期障がい児福祉計画におけるサービス見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
障害児相談支援	人	30	31	38	43	49	56

③ 見込量確保の方策及び今後の方向性

一人ひとりの心身の状況や生活環境等を勘案して、最適なサービスを提供するために計画相談支援等を実施します。サービス等利用計画はサービス受給者すべてに作成されることから、計画作成を含めた相談支援を行う人材を確保するとともに、菊池圏域地域自立支援協議会と連携して研修を実施するなど、質の向上にも努めます。

(5) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

① サービスの内容

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する、医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が、必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

② 第1期障がい児福祉計画におけるサービス見込量

項目	単位	見込量		
		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
コーディネーター配置人数	人	1	1	1

③ 見込量確保の方策及び今後の方向性

コーディネーターの配置については、菊陽町においてコーディネーターの担う役割や関連機関同士での連携方法等を明確にした上で、保健師や巡回支援専門員による兼務も視野に入れ、平成30年度から最低1人の確保を目指して整備を進めます。

VI 計画の推進体制

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、行政・地域・家庭・保育園・学校、障がい者当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等が連携・協働し、それぞれが適切な役割分担のもとに障がい者福祉施策を進める必要があります。

（１）行政の役割

地域における障がい者福祉を推進する主体として、障がいのある人のニーズ把握に努めるとともに、国、県等と連携しながら、地域の実情に合ったきめ細やかな施策を計画的に進めます。また、計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

（２）地域・家庭・保育園・学校の役割

地域や家庭、保育園、学校で、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、地域でともに支えながら暮らしていける環境づくりを進める必要があります。そのため、障がいのある人が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進めます。

（３）障がい者当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等の役割

障がい者当事者団体は、障がいのある人の権利の擁護と理解の促進を図るとともに、社会参加を支援するため、自主的な活動を展開していく必要があります。

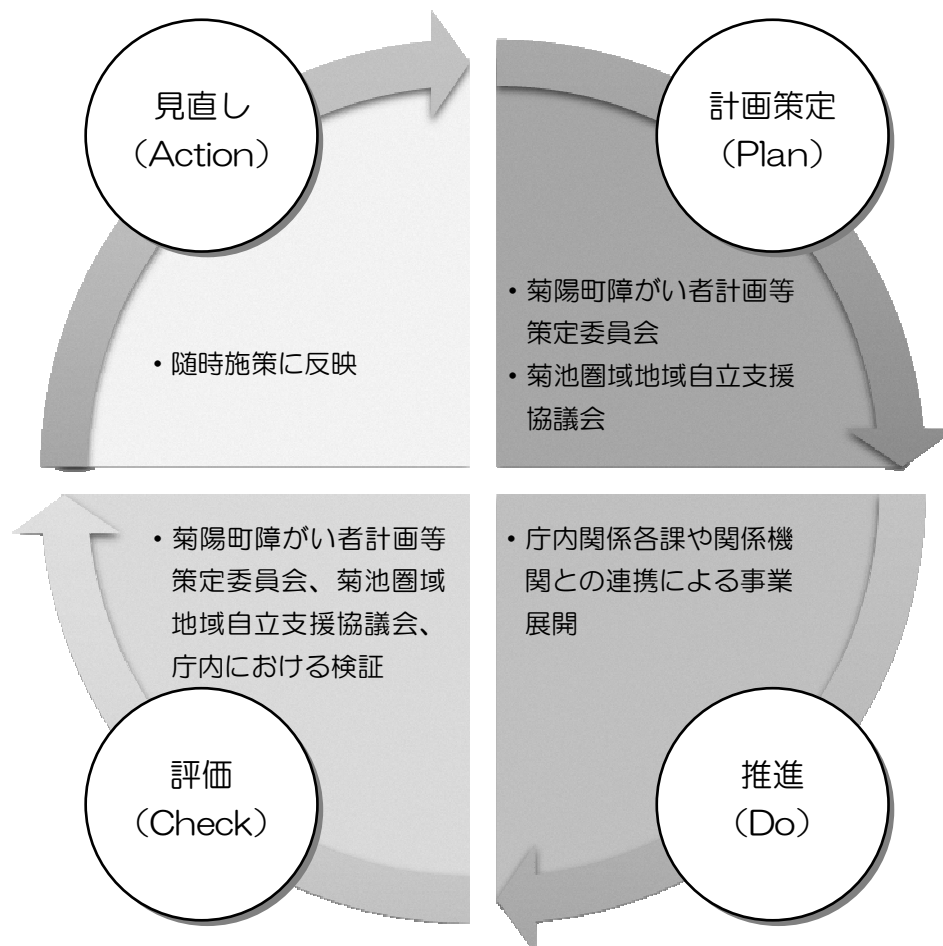
障害福祉サービス提供事業所は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障がいのある人の意向を尊重し、障がいの状況に応じた公正で適切なサービス提供に努める必要があります。

企業は、障がいのある人の雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に配慮した職場環境づくりに取り組む必要があります。

2 計画の点検・評価体制

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その推進状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には、障がいのある人等を取り巻く社会環境等の変化と、障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、当事者団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする「菊池圏域地域自立支援協議会」及び、その専門部会を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進していきます。



資料編

1 菊陽町障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉計画策定のため、菊陽町障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、必要な事項を調査・検討する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうち15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体
- (3) 障がい者団体
- (4) 障がい関係事業所
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から翌々年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び前条の規定により委員会の会議に出席した者は、会議の内容その他職務上知り得た個人及び法人に関する情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉生活部福祉課において行う。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(菊陽町障害者計画策定委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 菊陽町障害者計画策定検討委員会設置要綱(平成 12 年要綱第 21 号)

(2) 菊陽町障害者計画策定委員会設置要綱(平成 12 年要綱第 23 号)

附 則(平成 23 年 2 月 14 日要綱第 4 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 30 日要綱第 37 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 1 日告示第 1 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

2 計画策定委員会委員名簿

菊陽町障がい者計画等策定委員会 委員名簿

番号	氏名	所属及び役職	要 綱	備考
1	今吉 光弘	熊本学園大学社会福祉学部 准教授	学識経験者	○
2	佐藤 彌	菊陽町民生委員児童委員協議会 会長	福祉関係 団体	
3	甲田 峰子	菊陽町社会福祉協議会 事務局長	〃	
4	岸田 年弘	菊陽町身体障害者福祉協会 会長	障がい者 団体	
5	坂田 義美	菊陽町手をつなぐ心障者の会 つくしんぼ 会長	〃	
6	松元 道德	精神障がい者 家族の代表	〃	
7	川野 美由紀	菊池地域難病友の会 菊池にじの会 代表	〃	
8	田中 健二郎	(社)菊陽会 熊本菊陽学園 総括施設長	障がい関係 事業所	
9	池田 靖史	NPO法人やすらぎ福祉会 やすらぎハウス 所長	〃	
10	後藤 志貴子	(株)4つ葉 就労継続支援A型事業所 4CLOVER 代表取締役	〃	
11	北村 聡一郎	NPO法人チャイルドサポート きくち こども発育支援センター えるぴあ 代表	〃	
12	梅野 由美子	(医)芳和会 きくよう地域生活支援センター 施設長	〃	
13	赤星 美代子	公募委員	その他町長 が必要と 認めた者	
14	阪本 章三	菊陽町健康・保険課長	〃	

※敬称略
○＝委員長

3 計画策定の経緯

開催日	会議／調査	内容
平成29年 3月	【当事者アンケートの実施】 調査地域：菊陽町全域 調査対象者：身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者 調査期間：平成29年3月 調査方法：郵送による配布・回収 回収率：54.3%	
平成29年 9月28日 ～10月2日	【関係団体ヒアリングの実施】 調査対象： ・身体障害者福祉協議会、身体障がい児の保護者 ・菊陽町手をつなぐ心障者の会 つくしんぼ ・就労訓練、訪問系サービス、グループホームを利用している精神障がい者 ・障害児通所支援利用児童の保護者 調査期間：平成29年9月28日・10月2日 調査方法：団体ごとのグループインタビュー	
平成29年 10月23日	第1回策定委員会	・障がい者計画、障がい福祉計画策定の趣旨と方法の説明 ・調査結果の報告、計画骨子案の説明
平成29年 10月30日 ～11月15日	事業所アンケートの実施 対象：35事業所	・事業拡大、縮小の意向把握 ・人材の確保策について ・直面している運営課題について ・就労や地域生活等について 等
平成29年 12月19日	第2回策定委員会	・計画素案の検討
平成30年 1月29日	第3回策定委員会	・計画案の協議 ・計画案の承認
平成30年 2月8日 ～2月28日	パブリックコメントの実施	
平成30年 3月13日	第4回策定委員会	・計画案の承認 ・町長への報告

4 用語集

あ行

●一般就労：

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

か行

●教育基本法：

日本の教育に関する根本的かつ基礎的な法律。教育に関するさまざまな法令の運用や解釈の基準となる性格を持つことから「教育憲法」と呼ばれることもある。平成 18 年 12 月 22 日に公布・施行された現行の教育基本法は、昭和 22 年公布・施行の教育基本法の全部を改正したものである。現行法のもとで、障がいのある人に対する教育の機会均等について、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」と、新たに規定された。

●筋萎縮性側索硬化症（ALS）：

重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種。極めて進行が速く、半数ほどが発症後 3 年から 5 年で呼吸筋麻痺により死亡する（人工呼吸器の装着による延命は可能）。治癒のための有効な治療法は現在確立されていない。

●共生社会：

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

●ケアマネジメント：

障がいのある人の地域における生活を支援するために、利用者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善および開発を推進する援助方法。

●権利擁護：

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけではなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取組のこと。

●公共職業安定所：

通称は「ハローワーク」。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務などを行う。

●高次脳機能障がい：

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がい起きた状態をいう。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。また、外見上では分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいと言われている。

●合理的配慮：

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由および実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更および調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更および調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

さ行**●災害対策基本法：**

国土ならびに国民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体およびその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧および防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備および推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律。

●支援費制度：

都道府県や市町村が、サービスの内容および提供事業者などを決定する措置制度に替わって、平成 15 年から開始された障害福祉サービスの利用制度。この制度のもとで、障がいのある人自身が、希望するサービスおよびそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだ上でサービスを利用する仕組みが開始された。その後、平成 18 年に施行された障害者自立支援法、さらに、平成 25 年に施行された障害者総合支援法に基づき、給付の仕組みは変更されている。

●指定難病医療受給者証：

難病医療費助成制度の利用が認定された人に交付されるもの。難病医療費助成制度とは、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、厚生労働省が指定した指定難病にかかっている人に対し、医療費の一部を公費によって助成する制度。

●児童福祉法：

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設および事業に関する基本原則を定める法律で、その時々での社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。

●社会的障壁

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄（早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明など）、物（段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など）、制度（納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあることなど）、習慣（障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど）、考え方（障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど）。

●社会モデル

障がいのある人が味わう社会的不利は社会の問題だとする考え方。社会モデルでの障がいのある人とは、社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた人々と考える。医学モデルが身体能力に着目するのに対し、社会モデルでは、社会の障壁に着目し、例えば、電車に乗れないという「障害」を生んでいるのは、エレベーターが設置されていないなどの社会の環境に問題があるという考え方。

●手話通訳者：

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。

●手話奉仕員：

聴覚障がいや音声または言語機能障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。手話の学習経験のない者で、講習会などの方法によって入門課程、基礎課程を履修し、講習を修了すると本人の承諾によって登録され、これを証明する証票が交付される。

●障害者基本計画：

障害者基本法第 11 条第 1 項に基づき、国が障がいのある人の自立および社会参加の支援などのための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、国が講じる障がいのある人のための施策の最も基本的な計画として位置付けられている。

●障害者基本法：

障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画（障害者計画）の策定を義務づけている。

●障害者虐待防止センター：

障害者虐待防止法では、虐待を受けている可能性がある障がいのある人を発見した場合の市町村などへの通報義務が規定され、これに伴い、同通報の窓口となるとともに、障がいのある人への虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護などを目的に設置された機関。

●障害者虐待防止法：

障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障がいのある人を現に養護する人（擁護者）に対して支援措置を講じることを定めた法律。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

●障害者権利条約：

平成 18 年（2006 年）12 月 13 日、第 61 回国連総会本会議で採択された人権条約。正式名称は「障害者の権利に関する条約」。すべての障がいのある人に対して、固有の尊厳、個人の自律（自らの選択の自由を含む）および個人の自立の尊重、非差別、完全かつ効果的な社会参加と社会の受容、人間の多様性および人間性の一部としての障がいのある人の差異の尊重および障がいのある人の受容、機会の均等、施設およびサービスの利用の可能化、男女の平等、障がいのある子どもの発達しつつある能力の尊重および障がいのある子どもの同一性保持の権利の尊重を一般原則とし、障がいを理由とするいかなる差別もなしに、すべての障がいのある人のあらゆる人権および基本的自由を完全 to 実施することを確保・促進することを一般的義務とする。

●障害者権利擁護センター：

障害者虐待防止法に基づき各都道府県に設置された、障がいのある人に対する虐待に対応する窓口。障害者権利擁護センターは、市町村ごとに設置された障害者虐待防止センターの相互連絡の調整や情報提供、助言などを主に行う。また、障がいのある人が働く職場で発生した、使用者による虐待の通報は、障害者虐待防止センターと同じく障害者権利擁護センターでも通報を受け付ける。使用者による虐待の事実は都道府県労働局に報告された上で、対応措置が講じられる。

●障害者雇用促進法：

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用機会を広げ、障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とする。職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障がいのある人の雇用の促進について定めている。

●障害者雇用率（法定雇用率）：

障害者雇用促進法に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がいのある人の雇用割合。一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定、事業主などに障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。

●障害者差別解消法：

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

●障害者就業・生活支援センター：

就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・雇用等の関係機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施。

●障害者自立支援法：

障がいのある人および障がいのある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成 18 年 4 月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法に改正された。

●障害者総合支援法：

障がいのある人および障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人および障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

●障害者トライアル雇用：

障がいのある人に対する知識や雇用経験が浅い事業所を中心に、試行期間として雇用してもらい、障がい者雇用の機会を拡大していこうとするもの。期間は原則として3か月で、労働基準法等の労働関係法令に基づき事業主と障がいのある人との間で雇用契約を結び、労働保険等が適用される。

●障害福祉サービス：

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

●ジョブコーチ：

障がいのある人の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える専門職。

●ジョブコーチ制度：

障がいのある人が職場に適応し、定着できるよう、就職の前後を通じて職場等に出向いて直接支援を行うほか、事業主等に対しても必要な助言をする職場適応援助者制度のこと。平成 14 年に障がいのある人の雇用支援事業として開始された。

●自立支援医療：

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

●身体障害者手帳：

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から 1 級～6 級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

●精神障害者保健福祉手帳：

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1 級、2 級、3 級とされている。市町村が窓口であり、2 年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

●成年後見制度：

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行**●地域活動支援センター：**

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

●地域共生社会：

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤の弱まりや、暮らしにおける人と人とのつながりの弱まりなど、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

●地域福祉権利擁護事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サー

ピスの利用援助および日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

●特別支援学級：

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校、中学校の学級。

●特別支援学校：

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校。

●特別支援教育：

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行

●難病：

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和47年の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

●難病相談・支援センター：

難病の患者の療養生活に関する各般の問題につき、難病の患者およびその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言などを行い、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援することを目的に都道府県が設置する機関。「難病の患者に対する医療等に関する法律」において法定化されている。

●難病の患者に対する医療等に関する法律：

難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保および難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。

●日常生活用具：

障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

は行

●パーキンソン病：

進行性の神経変性疾患。主に、手足がふるえる（振戦）、動きが遅くなる（無動）、筋肉が硬くなる（固縮）、体のバランスが悪くなる（姿勢反射障害）、といった症状がみられる。これらによって、顔の表情の乏しさ、小声、小書字、屈曲姿勢、小股・突進歩行など、いわゆるパーキンソン症状といわれる運動症状が生じる。

●発達障がい：

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

●発達障害者支援法：

長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がいのある人の定義と社会福祉の制度における位置づけを確立し、発達障がいのある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がいの早期発見、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務、発達障がいのある人の自立および社会参加に資する支援を初めて明文化した法律。

●パブリックコメント：

（国民・住民・市民など）公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることもある。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組み。

●バリアフリー：

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●バリアフリー法：

高齢者や障がいのある人の自立した日常生活および社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設および車両など、道路、路外駐車場、公園施設ならびに建築物の構造および設備を改善するための措置その他の措置を講じることにより、高齢者や障がいのある人などの移動上および施設の利用上の利便性や安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。

●避難行動要支援者：

高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

●福祉サービス事業所：

福祉サービスを提供する事業所。公的な福祉サービスとは、税金や保険料により支えられているサービスで、福祉や介護のための法令（社会福祉法や障害者総合支援法、介護保険法、児童福祉法など）によって、サービスを提供する事業所などの従事者や設備、サービス運営体制などが規定されている。また、福祉サービスには、ボランティア団体や住民組織などによる地域における助け合い活動なども含まれる。

●福祉的就労：

企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。

●補装具：

身体障がいのある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車椅子が有名。肢装具・杖・義眼・補聴器も補装具に当たる。

や行

●要約筆記者：

手話の取得の困難な中途失聴者や難聴者などの依頼を受けて、文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人。

ら行

●リハビリテーション：

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

●療育：

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

●療育手帳：

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

**第3期菊陽町障がい者計画・第5期菊陽町障がい福祉計画
第1期菊陽町障がい児福祉計画**

発行年月 平成30年3月

編集・発行 菊陽町 福祉課 障がい福祉係

〒869-1192

熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800 番地

TEL:096-232-4913

FAX:096-232-4928